

定期事業者検査報告の変更について

東北電原運 第 3 号

2021 年 4 月 28 日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東 北 電 力 株 式 会 社
取締役社長 社長執行役員
樋 口 康 二 郎

女川原子力発電所第 3 号機の施設管理の実施に関する計画を変更したので、
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 57 条の 3 第 4 項の規定によ
り、その評価の結果を記載した書類を別紙のとおり提出します。

1. 定期事業者検査報告書およびその変更の内容を説明する書類番号

2020年4月1日の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律改正前に、同法に基づき実施した施設定期検査申請及びその変更の内容を説明する書類は以下のとおり。

女川原子力発電所第3号機

施設定期検査申請書番号

東北電原運 第54号（2011年 8月 8日）

以下、施設定期検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

東北電原運 第94号（2012年 3月 9日）

東北電原運 第 5号（2013年 4月12日）

東北電原運 第20号（2015年 7月24日）

東北電原運 第22号（2019年 9月24日）

2. 変更理由

保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全内容の変更を行ったことから、施設管理の実施に関する計画を変更した。

3. 変更内容

3. 1 定期事業者検査報告書本文

本文、別紙-1および別紙-2を別添-1のとおり変更する。

なお、1.の申請書において別紙-2の内容は、「添付書類一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画」のうち「施設定期検査項目に係る定期事業者検査の計画」として添付。

3. 2 添付書類一 定期事業者検査の計画

添付書類名および本文を別添-2のとおり変更する。

なお、1.の申請書においては、「添付書類一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画」として添付。

3. 3 添付書類二 発電用原子炉および施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

添付書類名および本文を別添-3のとおり変更する。

なお、1.の申請書においては、「添付書類三 保全計画」のうち「II 発電用原子炉および保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標」として添付。

3. 4 添付書類三 施設管理の実施に関する計画

添付書類名、本文、別紙、別図および参考資料を別添-4のとおり変更する。

なお、1.の申請書においては、「添付書類三 保全計画」として添付。

3. 5 添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）
本文を別添－5のとおり変更する。
なお，1. の申請書においては，「添付書類三 保全計画」のうち「V 定期事業者検査の判定方法」として添付。
3. 6 添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二，三，四）からの変更内容
本文を別添－6のとおり追加する。
3. 7 添付書類六 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二および三）についての評価結果（保全の有効性評価の結果に関する説明書）
添付書類名，本文，添付－1，2および参考を別添－7のとおり変更する。
なお，1. の申請書においては，「添付書類四 保全の有効性評価の結果に関する説明書」として添付。
3. 8 添付書類七 定期事業者検査での判定における一定の期間の設定および変更において考慮した事項に関する説明書
本文を別添－8のとおり追加する。

変更前		変更後		変更理由
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の① 規定により次のとおり施設定期検査を受けたいので申請します。①		核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第① 3項の規定により次のとおり定期事業者検査について報告します。①		①記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更) ②記載の適正化 (社長交代による変更) ③表記上の修正 (西暦表記に見直し)
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 東北電力株式会社 住所 仙台市青葉区本町一丁目7番1号 代表者の氏名 原田 宏哉 ②	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 東北電力株式会社 住所 仙台市青葉区本町一丁目7番1号 代表者の氏名 樋口 康二郎 ②	
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名称 女川原子力発電所 所在地 宮城県牡鹿郡女川町および石巻市	発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名称 女川原子力発電所 所在地 宮城県牡鹿郡女川町および石巻市	
① 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号	第3号機 電気出力 825,000kW 熱出力 2,436,000kW ① 当該発電用原子炉施設は、別紙のとおり	① 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号	第3号機 電気出力 825,000kW 熱出力 2,436,000kW ① 当該発電用原子炉施設の種類は、別紙-1のとおり	
① 検査を受けようとする期日	自 ③平成23年 9月10日 至 未定 ①	① 検査の実績又は予定の概要	予定 ③2011年 9月10日～未定 ① (原子炉起動：未定) (並列日：未定) 計画および実績については、別紙-2のとおり	

変更前		変更後		変更理由
別紙		別紙-1		記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)
発電用原子炉施設の種類 及び施設番号	第3号機 原子炉本体 〃 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〃 原子炉冷却系統施設（蒸気タービン 本体及び蒸気タービンの附属設備を 除く） 〃 計測制御系統施設（発電用原子炉の 運転を管理するための制御装置を除 く） 〃 放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を 除く） 〃 放射線管理施設 〃 原子炉格納施設 〃 非常用電源設備 〃 蒸気タービン本体及び蒸気タービン の附属設備	発電用原子炉施設の種類 及び施設番号	第3号機 原子炉本体 〃 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〃 原子炉冷却系統施設 〃 計測制御系統施設 〃 放射性廃棄物の廃棄施設 〃 放射線管理施設 〃 原子炉格納施設 〃 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 常用電源設備 補助ボイラー	

変更前	変更後	変更理由																																																																																																												
なし	<p>別紙-2 定期事業者検査の計画および実績</p> <table border="1" data-bbox="1246 325 2309 1612"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定期事業者検査名</th> <th colspan="3">今回の計画および実績</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>※1</th> <th>※2</th> <th>※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>クラス1 機器供用期間中検査(漏えい検査)</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クラス1 機器供用期間中検査(非破壊検査)</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料集合体外観検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料集合体炉内配置検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉停止余裕検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クラス2 機器供用期間中検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クラス2 機器供用期間中検査(高サイクル熱疲労)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主蒸気逃がし安全弁分解検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主蒸気隔離弁機能検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主蒸気隔離弁漏えい率検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却水系機能検査</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系機能検査</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>非常用炉心冷却系ポンプ分解検査(残留熱除去系)</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用炉心冷却系主要弁分解検査(残留熱除去系)</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用炉心冷却系ポンプ分解検査(低圧炉心スプレイ系)</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用炉心冷却系主要弁分解検査(低圧炉心スプレイ系)</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用炉心冷却系ポンプ分解検査(高圧炉心スプレイ系)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr><td>非常用炉心冷却系主要弁分解検査(高圧炉心スプレイ系)</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>今回の定期事業者検査計画および実績 (○：計画 ●：実績 —：計画・実績なし) ※1：先行実施検査（前回の検査終了～解列前の期間） ※2：解列後～原子炉起動前の期間 ※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間</p> <p style="text-align: right;">(1/7)</p>	定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考	※1	※2	※3	クラス1 機器供用期間中検査(漏えい検査)		○			クラス1 機器供用期間中検査(非破壊検査)		○			燃料集合体外観検査		○			燃料集合体炉内配置検査		○			原子炉停止余裕検査		○			クラス2 機器供用期間中検査		○			クラス2 機器供用期間中検査(高サイクル熱疲労)	—	—	—		主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査		○			主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査		○			主蒸気逃がし安全弁分解検査		○			主蒸気隔離弁機能検査		○			主蒸気隔離弁漏えい率検査		○			非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却水系機能検査		○			原子炉隔離時冷却系機能検査			○		非常用炉心冷却系ポンプ分解検査(残留熱除去系)		○			非常用炉心冷却系主要弁分解検査(残留熱除去系)		○			非常用炉心冷却系ポンプ分解検査(低圧炉心スプレイ系)		○			非常用炉心冷却系主要弁分解検査(低圧炉心スプレイ系)		○			非常用炉心冷却系ポンプ分解検査(高圧炉心スプレイ系)	—	—	—		非常用炉心冷却系主要弁分解検査(高圧炉心スプレイ系)		○			<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の追加)</p>
定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考																																																																																																										
	※1	※2	※3																																																																																																											
クラス1 機器供用期間中検査(漏えい検査)		○																																																																																																												
クラス1 機器供用期間中検査(非破壊検査)		○																																																																																																												
燃料集合体外観検査		○																																																																																																												
燃料集合体炉内配置検査		○																																																																																																												
原子炉停止余裕検査		○																																																																																																												
クラス2 機器供用期間中検査		○																																																																																																												
クラス2 機器供用期間中検査(高サイクル熱疲労)	—	—	—																																																																																																											
主蒸気逃がし安全弁・安全弁機能検査		○																																																																																																												
主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査		○																																																																																																												
主蒸気逃がし安全弁分解検査		○																																																																																																												
主蒸気隔離弁機能検査		○																																																																																																												
主蒸気隔離弁漏えい率検査		○																																																																																																												
非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却水系機能検査		○																																																																																																												
原子炉隔離時冷却系機能検査			○																																																																																																											
非常用炉心冷却系ポンプ分解検査(残留熱除去系)		○																																																																																																												
非常用炉心冷却系主要弁分解検査(残留熱除去系)		○																																																																																																												
非常用炉心冷却系ポンプ分解検査(低圧炉心スプレイ系)		○																																																																																																												
非常用炉心冷却系主要弁分解検査(低圧炉心スプレイ系)		○																																																																																																												
非常用炉心冷却系ポンプ分解検査(高圧炉心スプレイ系)	—	—	—																																																																																																											
非常用炉心冷却系主要弁分解検査(高圧炉心スプレイ系)		○																																																																																																												

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																	
なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 40%;">定期事業者検査名</th> <th colspan="3">今回の計画および実績</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">※1</th> <th style="width: 10%;">※2</th> <th style="width: 10%;">※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>自動減圧系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>制御棒駆動水圧系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>制御棒駆動機構分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ほう酸水注入系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全保護系設定値確認検査(核計装)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉保護系インターロック機能検査(原子炉保護系・再循環ポンプトリップ系)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉保護系インターロック機能検査(低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 非常用ディーゼル発電機・高圧炉心スプレイ系, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機始動論理回路)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉保護系インターロック機能検査(自動減圧系論理回路)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉保護系インターロック機能検査(主蒸気隔離弁論理回路)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉保護系インターロック機能検査(原子炉格納容器隔離弁・非常用ガス処理系論理回路)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉保護系インターロック機能検査(原子炉隔離時冷却系起動論理回路)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉保護系インターロック機能検査(中央制御室換気空調系論理回路)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉保護系インターロック機能検査(弁位置動作論理回路)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料取扱装置機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>プロセスモニタリング設備機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用ガス処理系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用ガス処理系フィルタ性能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中央制御室換気空調系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中央制御室換気空調系再循環フィルタ性能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">今回の定期事業者検査計画および実績 (○：計画 ●：実績 —：計画・実績なし) ※1：先行実施検査（前回の検査終了～解列前の期間） ※2：解列後～原子炉起動前の期間 ※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間</p> <p style="text-align: right;">(2/7)</p>	定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考	※1	※2	※3	自動減圧系機能検査		○			制御棒駆動水圧系機能検査		○			制御棒駆動機構分解検査		○			制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査		○			ほう酸水注入系機能検査		○			安全保護系設定値確認検査(核計装)		○			安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)		○			原子炉保護系インターロック機能検査(原子炉保護系・再循環ポンプトリップ系)		○			原子炉保護系インターロック機能検査(低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 非常用ディーゼル発電機・高圧炉心スプレイ系, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機始動論理回路)		○			原子炉保護系インターロック機能検査(自動減圧系論理回路)		○			原子炉保護系インターロック機能検査(主蒸気隔離弁論理回路)		○			原子炉保護系インターロック機能検査(原子炉格納容器隔離弁・非常用ガス処理系論理回路)		○			原子炉保護系インターロック機能検査(原子炉隔離時冷却系起動論理回路)		○			原子炉保護系インターロック機能検査(中央制御室換気空調系論理回路)		○			原子炉保護系インターロック機能検査(弁位置動作論理回路)		○			燃料取扱装置機能検査		○			プロセスモニタリング設備機能検査		○			非常用ガス処理系機能検査		○			非常用ガス処理系フィルタ性能検査		○			中央制御室換気空調系機能検査		○			中央制御室換気空調系再循環フィルタ性能検査		○			<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の追加)</p>
定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考																																																																																																															
	※1	※2	※3																																																																																																																
自動減圧系機能検査		○																																																																																																																	
制御棒駆動水圧系機能検査		○																																																																																																																	
制御棒駆動機構分解検査		○																																																																																																																	
制御棒駆動水圧系スクラム弁分解検査		○																																																																																																																	
ほう酸水注入系機能検査		○																																																																																																																	
安全保護系設定値確認検査(核計装)		○																																																																																																																	
安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)		○																																																																																																																	
原子炉保護系インターロック機能検査(原子炉保護系・再循環ポンプトリップ系)		○																																																																																																																	
原子炉保護系インターロック機能検査(低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 非常用ディーゼル発電機・高圧炉心スプレイ系, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機始動論理回路)		○																																																																																																																	
原子炉保護系インターロック機能検査(自動減圧系論理回路)		○																																																																																																																	
原子炉保護系インターロック機能検査(主蒸気隔離弁論理回路)		○																																																																																																																	
原子炉保護系インターロック機能検査(原子炉格納容器隔離弁・非常用ガス処理系論理回路)		○																																																																																																																	
原子炉保護系インターロック機能検査(原子炉隔離時冷却系起動論理回路)		○																																																																																																																	
原子炉保護系インターロック機能検査(中央制御室換気空調系論理回路)		○																																																																																																																	
原子炉保護系インターロック機能検査(弁位置動作論理回路)		○																																																																																																																	
燃料取扱装置機能検査		○																																																																																																																	
プロセスモニタリング設備機能検査		○																																																																																																																	
非常用ガス処理系機能検査		○																																																																																																																	
非常用ガス処理系フィルタ性能検査		○																																																																																																																	
中央制御室換気空調系機能検査		○																																																																																																																	
中央制御室換気空調系再循環フィルタ性能検査		○																																																																																																																	

変更前	変更後				変更理由																																																																																																																								
な し	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1249 275 1810 361" rowspan="2">定期事業者検査名</th> <th colspan="3" data-bbox="1810 275 2131 321">今回の計画および実績</th> <th data-bbox="2131 275 2312 361" rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1810 321 1914 361">※1</th> <th data-bbox="1914 321 2018 361">※2</th> <th data-bbox="2018 321 2131 361">※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>気体廃棄物処理系機能検査</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器全体漏えい率検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器隔離弁機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器隔離弁分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器真空破壊弁機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器スプレイ系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器スプレイ系主要弁分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>可燃性ガス濃度制御系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟気密性能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機定格容量検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用ディーゼル機関分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>直流電源系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>総合負荷性能検査</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>蒸気タービン性能検査(機械設備：保安置置検査)</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>蒸気タービン性能検査(電気設備：保安置置検査)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蒸気タービン開放検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蒸気タービン開放検査(組立状況検査)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蒸気タービン開放検査(配管肉厚測定検査)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主蒸気隔離弁分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	定期事業者検査名	今回の計画および実績			備 考	※1	※2	※3	気体廃棄物処理系機能検査			○		原子炉格納容器全体漏えい率検査		○			原子炉格納容器隔離弁機能検査		○			原子炉格納容器隔離弁分解検査		○			原子炉格納容器真空破壊弁機能検査		○			原子炉格納容器スプレイ系機能検査		○			原子炉格納容器スプレイ系主要弁分解検査		○			可燃性ガス濃度制御系機能検査		○			可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		○			原子炉建屋原子炉棟気密性能検査		○			非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機定格容量検査		○			非常用ディーゼル機関分解検査		○			高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関分解検査		○			直流電源系機能検査		○			総合負荷性能検査			○		蒸気タービン性能検査(機械設備：保安置置検査)			○		蒸気タービン性能検査(電気設備：保安置置検査)		○			蒸気タービン開放検査		○			蒸気タービン開放検査(組立状況検査)		○			蒸気タービン開放検査(配管肉厚測定検査)		○			主蒸気隔離弁分解検査		○			原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査		○			原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査		○			<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の追加)</p>
定期事業者検査名	今回の計画および実績			備 考																																																																																																																									
	※1	※2	※3																																																																																																																										
気体廃棄物処理系機能検査			○																																																																																																																										
原子炉格納容器全体漏えい率検査		○																																																																																																																											
原子炉格納容器隔離弁機能検査		○																																																																																																																											
原子炉格納容器隔離弁分解検査		○																																																																																																																											
原子炉格納容器真空破壊弁機能検査		○																																																																																																																											
原子炉格納容器スプレイ系機能検査		○																																																																																																																											
原子炉格納容器スプレイ系主要弁分解検査		○																																																																																																																											
可燃性ガス濃度制御系機能検査		○																																																																																																																											
可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査		○																																																																																																																											
原子炉建屋原子炉棟気密性能検査		○																																																																																																																											
非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機定格容量検査		○																																																																																																																											
非常用ディーゼル機関分解検査		○																																																																																																																											
高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関分解検査		○																																																																																																																											
直流電源系機能検査		○																																																																																																																											
総合負荷性能検査			○																																																																																																																										
蒸気タービン性能検査(機械設備：保安置置検査)			○																																																																																																																										
蒸気タービン性能検査(電気設備：保安置置検査)		○																																																																																																																											
蒸気タービン開放検査		○																																																																																																																											
蒸気タービン開放検査(組立状況検査)		○																																																																																																																											
蒸気タービン開放検査(配管肉厚測定検査)		○																																																																																																																											
主蒸気隔離弁分解検査		○																																																																																																																											
原子炉隔離時冷却系ポンプ分解検査		○																																																																																																																											
原子炉隔離時冷却系主要弁分解検査		○																																																																																																																											
<p>今回の定期事業者検査計画および実績 (○：計画 ●：実績 —：計画・実績なし) ※1：先行実施検査(前回の検査終了～解列前の期間) ※2：解列後～原子炉起動前の期間 ※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間</p>				(3/7)																																																																																																																									

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																						
なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 60%;">定期事業者検査名</th> <th colspan="3">今回の計画および実績</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">※1</th> <th style="width: 10%;">※2</th> <th style="width: 10%;">※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>残留熱除去系熱交換器開放検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉給水ポンプ分解検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>液体廃棄物処理系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置および警報装置機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給水加熱器開放検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(核計装)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(原子炉計装)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(一次冷却材計装)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>制御棒駆動機構機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主要制御系およびタービンバイパス弁機能検査</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>監視機能健全性確認検査(プロセス計装)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>監視機能健全性確認検査(エリアモニタリング設備・プロセスモニタリング設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>監視機能健全性確認検査(先行定検：燃料プール冷却浄化系)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>監視機能健全性確認検査(先行定検：液体廃棄物処理系)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉建屋クレーン機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>換気空調系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クラスMC容器供用期間中検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>炉内構造物検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉再循環系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉冷却材浄化系機能検査</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却水系ポンプ検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;"> 今回の定期事業者検査計画および実績 (○：計画 ●：実績 —：計画・実績なし) ※1：先行実施検査(前回の検査終了～解列前の期間) ※2：解列後～原子炉起動前の期間 ※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間 </p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">(4/7)</p>	定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考	※1	※2	※3	残留熱除去系熱交換器開放検査		○			原子炉給水ポンプ分解検査		○			液体廃棄物処理系機能検査		○			流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置および警報装置機能検査		○			給水加熱器開放検査		○			安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(核計装)		○			安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(原子炉計装)		○			安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(一次冷却材計装)		○			安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他)		○			制御棒駆動機構機能検査		○			主要制御系およびタービンバイパス弁機能検査			○		監視機能健全性確認検査(プロセス計装)		○			監視機能健全性確認検査(エリアモニタリング設備・プロセスモニタリング設備)		○			監視機能健全性確認検査(先行定検：燃料プール冷却浄化系)		○			監視機能健全性確認検査(先行定検：液体廃棄物処理系)		○			原子炉建屋クレーン機能検査		○			換気空調系機能検査		○			クラスMC容器供用期間中検査		○			炉内構造物検査		○			原子炉再循環系機能検査		○			原子炉冷却材浄化系機能検査			○		原子炉補機冷却水系ポンプ検査		○			記載の適正化 (法改正に伴う記載の追加)
定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考																																																																																																																				
	※1	※2	※3																																																																																																																					
残留熱除去系熱交換器開放検査		○																																																																																																																						
原子炉給水ポンプ分解検査		○																																																																																																																						
液体廃棄物処理系機能検査		○																																																																																																																						
流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置および警報装置機能検査		○																																																																																																																						
給水加熱器開放検査		○																																																																																																																						
安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(核計装)		○																																																																																																																						
安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(原子炉計装)		○																																																																																																																						
安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(一次冷却材計装)		○																																																																																																																						
安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他)		○																																																																																																																						
制御棒駆動機構機能検査		○																																																																																																																						
主要制御系およびタービンバイパス弁機能検査			○																																																																																																																					
監視機能健全性確認検査(プロセス計装)		○																																																																																																																						
監視機能健全性確認検査(エリアモニタリング設備・プロセスモニタリング設備)		○																																																																																																																						
監視機能健全性確認検査(先行定検：燃料プール冷却浄化系)		○																																																																																																																						
監視機能健全性確認検査(先行定検：液体廃棄物処理系)		○																																																																																																																						
原子炉建屋クレーン機能検査		○																																																																																																																						
換気空調系機能検査		○																																																																																																																						
クラスMC容器供用期間中検査		○																																																																																																																						
炉内構造物検査		○																																																																																																																						
原子炉再循環系機能検査		○																																																																																																																						
原子炉冷却材浄化系機能検査			○																																																																																																																					
原子炉補機冷却水系ポンプ検査		○																																																																																																																						

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																											
なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 277 1810 365" rowspan="2">定期事業者検査名</th> <th colspan="3" data-bbox="1810 277 2125 317">今回の計画および実績</th> <th data-bbox="2125 277 2309 365" rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1810 317 1911 365">※1</th> <th data-bbox="1911 317 2012 365">※2</th> <th data-bbox="2012 317 2125 365">※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉補機冷却水系容器検査(定検)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系設備検査(機械設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉隔離時冷却系設備検査(電気設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給・復水系設備検査(機械設備)</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>給・復水系設備検査(電気設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ほう酸水注入系ポンプ検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>核計測装置機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>中央制御室外原子炉停止装置機能検査</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td>選択制御棒挿入機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料取扱装置検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化系容器検査</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr><td>燃料プール冷却浄化系機能検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>気体廃棄物処理系容器検査</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr><td>気体廃棄物処理系設備検査</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr><td>液体廃棄物処理系容器検査(定検)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>液体廃棄物処理系容器検査(先行定検)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>液体廃棄物処理系設備検査(定検)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>液体廃棄物処理系設備検査(先行定検)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>原子炉格納容器真空破壊弁検査</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr><td>非常用予備発電装置検査(機械設備：非常用ディーゼル機関)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用予備発電装置検査(電気設備：非常用ディーゼル機関)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用予備発電装置検査(機械設備：高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>非常用予備発電装置検査(電気設備：高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1240 1688 2267 1827"> 今回の定期事業者検査計画および実績 (○：計画 ●：実績 —：計画・実績なし) ※1：先行実施検査(前回の検査終了～解列前の期間) ※2：解列後～原子炉起動前の期間 ※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間 </p> <p data-bbox="2237 1835 2309 1869" style="text-align: right;">(5/7)</p>	定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考	※1	※2	※3	原子炉補機冷却水系容器検査(定検)		○			原子炉隔離時冷却系設備検査(機械設備)		○			原子炉隔離時冷却系設備検査(電気設備)		○			給・復水系設備検査(機械設備)			○		給・復水系設備検査(電気設備)		○			ほう酸水注入系ポンプ検査		○			核計測装置機能検査		○			中央制御室外原子炉停止装置機能検査			○		選択制御棒挿入機能検査		○			燃料取扱装置検査		○			燃料プール冷却浄化系容器検査	—	—	—		燃料プール冷却浄化系機能検査		○			気体廃棄物処理系容器検査	—	—	—		気体廃棄物処理系設備検査	—	—	—		液体廃棄物処理系容器検査(定検)		○			液体廃棄物処理系容器検査(先行定検)		○			液体廃棄物処理系設備検査(定検)		○			液体廃棄物処理系設備検査(先行定検)		○			原子炉格納容器真空破壊弁検査	—	—	—		非常用予備発電装置検査(機械設備：非常用ディーゼル機関)		○			非常用予備発電装置検査(電気設備：非常用ディーゼル機関)		○			非常用予備発電装置検査(機械設備：高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関)		○			非常用予備発電装置検査(電気設備：高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関)		○			記載の適正化 (法改正に伴う記載の追加)
定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考																																																																																																																									
	※1	※2	※3																																																																																																																										
原子炉補機冷却水系容器検査(定検)		○																																																																																																																											
原子炉隔離時冷却系設備検査(機械設備)		○																																																																																																																											
原子炉隔離時冷却系設備検査(電気設備)		○																																																																																																																											
給・復水系設備検査(機械設備)			○																																																																																																																										
給・復水系設備検査(電気設備)		○																																																																																																																											
ほう酸水注入系ポンプ検査		○																																																																																																																											
核計測装置機能検査		○																																																																																																																											
中央制御室外原子炉停止装置機能検査			○																																																																																																																										
選択制御棒挿入機能検査		○																																																																																																																											
燃料取扱装置検査		○																																																																																																																											
燃料プール冷却浄化系容器検査	—	—	—																																																																																																																										
燃料プール冷却浄化系機能検査		○																																																																																																																											
気体廃棄物処理系容器検査	—	—	—																																																																																																																										
気体廃棄物処理系設備検査	—	—	—																																																																																																																										
液体廃棄物処理系容器検査(定検)		○																																																																																																																											
液体廃棄物処理系容器検査(先行定検)		○																																																																																																																											
液体廃棄物処理系設備検査(定検)		○																																																																																																																											
液体廃棄物処理系設備検査(先行定検)		○																																																																																																																											
原子炉格納容器真空破壊弁検査	—	—	—																																																																																																																										
非常用予備発電装置検査(機械設備：非常用ディーゼル機関)		○																																																																																																																											
非常用予備発電装置検査(電気設備：非常用ディーゼル機関)		○																																																																																																																											
非常用予備発電装置検査(機械設備：高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関)		○																																																																																																																											
非常用予備発電装置検査(電気設備：高圧炉心スプレイ系ディーゼル機関)		○																																																																																																																											

変更前	変更後				変更理由																																																																																																																											
なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 281 1807 365" rowspan="2">定期事業者検査名</th> <th colspan="3" data-bbox="1807 281 2122 323">今回の計画および実績</th> <th data-bbox="2122 281 2309 365" rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1807 323 1911 365">※1</th> <th data-bbox="1911 323 2015 365">※2</th> <th data-bbox="2015 323 2122 365">※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>静止形無停電電源装置設備検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蒸気タービン設備検査(機械設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>蒸気タービン設備検査(電気設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補助ボイラー開放検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補助ボイラー負荷検査(機械設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補助ボイラー負荷検査(電気設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補助ボイラー設備検査(機械設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全弁検査(定検：原子炉系)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全弁検査(定検：タービン系)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>安全弁検査(先行定検：燃料プール冷却浄化系)</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td style="text-align: center;">—</td><td></td></tr> <tr><td>主要弁検査(定検)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>クラス3機器供用期間中検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>耐震健全性検査(機械設備：原子炉系)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>耐震健全性検査(機械設備：タービン系)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>耐震健全性検査(電気設備)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>耐震健全性検査(電動機・非常用ディーゼル発電機)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>耐震健全性検査(電動機：燃料プール冷却浄化系)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>耐震健全性検査(電動機：液体・固体廃棄物処理系)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>レストレイント検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>配管肉厚測定検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>配管肉厚測定検査(内面腐食管理)(定検)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>配管肉厚測定検査(内面腐食管理)(先行定検)</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>機器肉厚測定検査</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考	※1	※2	※3	静止形無停電電源装置設備検査		○			蒸気タービン設備検査(機械設備)		○			蒸気タービン設備検査(電気設備)		○			補助ボイラー開放検査		○			補助ボイラー負荷検査(機械設備)		○			補助ボイラー負荷検査(電気設備)		○			補助ボイラー設備検査(機械設備)		○			安全弁検査(定検：原子炉系)		○			安全弁検査(定検：タービン系)		○			安全弁検査(先行定検：燃料プール冷却浄化系)	—	—	—		主要弁検査(定検)		○			クラス3機器供用期間中検査		○			耐震健全性検査(機械設備：原子炉系)		○			耐震健全性検査(機械設備：タービン系)		○			耐震健全性検査(電気設備)		○			耐震健全性検査(電動機・非常用ディーゼル発電機)		○			耐震健全性検査(電動機：燃料プール冷却浄化系)		○			耐震健全性検査(電動機：液体・固体廃棄物処理系)		○			レストレイント検査		○			配管肉厚測定検査		○			配管肉厚測定検査(内面腐食管理)(定検)		○			配管肉厚測定検査(内面腐食管理)(先行定検)		○			機器肉厚測定検査		○			記載の適正化 (法改正に伴う記載の追加)
						定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考																																																																																																																						
	※1	※2	※3																																																																																																																													
	静止形無停電電源装置設備検査		○																																																																																																																													
	蒸気タービン設備検査(機械設備)		○																																																																																																																													
	蒸気タービン設備検査(電気設備)		○																																																																																																																													
	補助ボイラー開放検査		○																																																																																																																													
	補助ボイラー負荷検査(機械設備)		○																																																																																																																													
	補助ボイラー負荷検査(電気設備)		○																																																																																																																													
	補助ボイラー設備検査(機械設備)		○																																																																																																																													
	安全弁検査(定検：原子炉系)		○																																																																																																																													
	安全弁検査(定検：タービン系)		○																																																																																																																													
	安全弁検査(先行定検：燃料プール冷却浄化系)	—	—	—																																																																																																																												
	主要弁検査(定検)		○																																																																																																																													
	クラス3機器供用期間中検査		○																																																																																																																													
	耐震健全性検査(機械設備：原子炉系)		○																																																																																																																													
	耐震健全性検査(機械設備：タービン系)		○																																																																																																																													
	耐震健全性検査(電気設備)		○																																																																																																																													
	耐震健全性検査(電動機・非常用ディーゼル発電機)		○																																																																																																																													
	耐震健全性検査(電動機：燃料プール冷却浄化系)		○																																																																																																																													
	耐震健全性検査(電動機：液体・固体廃棄物処理系)		○																																																																																																																													
レストレイント検査		○																																																																																																																														
配管肉厚測定検査		○																																																																																																																														
配管肉厚測定検査(内面腐食管理)(定検)		○																																																																																																																														
配管肉厚測定検査(内面腐食管理)(先行定検)		○																																																																																																																														
機器肉厚測定検査		○																																																																																																																														
今回の定期事業者検査計画および実績 (○：計画 ●：実績 —：計画・実績なし) ※1：先行実施検査(前回の検査終了～解列前の期間) ※2：解列後～原子炉起動前の期間 ※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間 <div style="text-align: right;">(6/7)</div>																																																																																																																																

変更前	変更後	変更理由																																																															
<p>なし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 50%;">定期事業者検査名</th> <th colspan="3">今回の計画および実績</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>※1</th> <th>※2</th> <th>※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系ポンプ検査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系容器検査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御棒価値ミニマイザ機能検査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気筒検査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒸気タービン附属設備機能検査</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系設備検査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造健全性検査(定検：原子炉系)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造健全性検査(定検：タービン系)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造健全性検査(先行定検：原子炉系)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造健全性検査(先行定検：タービン系)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用炉心冷却系運転確認検査</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">今回の定期事業者検査計画および実績 (○：計画 ●：実績 —：計画・実績なし) ※1：先行実施検査（前回の検査終了～解列前の期間） ※2：解列後～原子炉起動前の期間 ※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">(7/7)</p>	定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考	※1	※2	※3	高圧炉心スプレイ補機冷却水系ポンプ検査		○			高圧炉心スプレイ補機冷却水系容器検査		○			制御棒価値ミニマイザ機能検査		○			排気筒検査		○			蒸気タービン附属設備機能検査			○		燃料プール補給水系設備検査		○			構造健全性検査(定検：原子炉系)		○			構造健全性検査(定検：タービン系)		○			構造健全性検査(先行定検：原子炉系)		○			構造健全性検査(先行定検：タービン系)		○			非常用炉心冷却系運転確認検査			○		<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の追加)</p>
定期事業者検査名	今回の計画および実績			備考																																																													
	※1	※2	※3																																																														
高圧炉心スプレイ補機冷却水系ポンプ検査		○																																																															
高圧炉心スプレイ補機冷却水系容器検査		○																																																															
制御棒価値ミニマイザ機能検査		○																																																															
排気筒検査		○																																																															
蒸気タービン附属設備機能検査			○																																																														
燃料プール補給水系設備検査		○																																																															
構造健全性検査(定検：原子炉系)		○																																																															
構造健全性検査(定検：タービン系)		○																																																															
構造健全性検査(先行定検：原子炉系)		○																																																															
構造健全性検査(先行定検：タービン系)		○																																																															
非常用炉心冷却系運転確認検査			○																																																														

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">添付書類</p> <p>添付書類一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画</p> <p>添付書類二 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査に関する放射線管理</p> <p>添付書類三 保全計画</p> <p>添付書類四 保全の有効性評価の結果に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類</p> <p>添付書類一 定期事業者検査の計画</p> <p>添付書類二 発電用原子炉および施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標</p> <p>添付書類三 施設管理の実施に関する計画</p> <p>添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）</p> <p>添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二、三、四）からの変更内容</p> <p>添付書類六 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二および三）についての評価結果（保全の有効性評価の結果に関する説明書）</p> <p>添付書類七 定期事業者検査での判定における一定の期間の設定および変更において考慮した事項に関する説明書</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>添付書類一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所</p> <p style="text-align: center;">第3号機</p> <p>第7回施設定期検査における定期事業者検査計画書</p>	<p>添付書類一 定期事業者検査の計画</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所</p> <p style="text-align: center;">第3号機</p> <p>第7回定期事業者検査計画書</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 定期事業者検査の計画工程 1</p> <p>2. 施設定期検査項目に係る定期事業者検査の計画 2</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 定期事業者検査の計画工程 1</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>1. 定期事業者検査の計画工程</p> <p>① 施設定期検査項目に係る定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第55条第1項第1号の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。</p> <p>(1) 定期事業者検査の工程 自 平成23年9月10日 至 未定^②</p> <p>① (並列日は未定)</p> <p>(2) その他^① 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により原子炉が自動停止したことから、施設定期検査の開始時期については、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド（制定平成25年6月19日原規技発第13061923号原子力規制委員会決定）」のII. 施設定期検査, 2. (1) 施設定期検査申請書の記載事項（第1項）に基づき、事業者の検査開始希望日である平成23年9月10日とした。 また、地震・津波による設備被害および基準地震動を一部超過したことへの評価が必要になっていることから、施設定期検査終了時期については未定とした。</p> <p>なお、女川原子力発電所第3号機は、東北地方太平洋沖地震に伴い、広範な機器に対し追加的な点検等を実施する必要がある、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第81条第1項第7号）で定められる「発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合」に該当することから、第7保全サイクルの保全計画は、特別な保全計画を含む計画としている。</p> <p>特別な保全計画においては、機器レベルの点検・評価として、外観点検、漏えい試験、作動試験を中心とした「基本点検」および地震応答解析評価を実施し、異常が確認された場合は分解点検等の「追加点検」を実施する。また、機器レベルの点検・評価終了後は、系統レベルの点検・評価として系統の機能性能試験を中心とした点検を実施する。</p> <p>①</p>	<p>1. 定期事業者検査の計画工程</p> <p>① 定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第55条第1項第1号の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。</p> <p>(1) 定期事業者検査の工程 自 2011年9月10日 至 未定^②</p> <p>① (原子炉起動：未定) (並列日：未定)</p> <p>(2) 当該定期事業者検査期間中に実施する工事^① ② 2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により原子炉が自動停止したことから、施設定期検査の開始時期については、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド（制定平成25年6月19日原規技発第13061923号原子力規制委員会決定）」のII. 施設定期検査, 2. (1) 施設定期検査申請書の記載事項（第1項）に基づき、事業者の検査開始希望日である2011年9月10日とした。 また、地震・津波による設備被害および基準地震動を一部超過したことへの評価が必要になっていることから、施設定期検査終了時期については未定とした。</p> <p>②</p> <p>なお、女川原子力発電所第3号機は、東北地方太平洋沖地震に伴い、広範な機器に対し追加的な点検等を実施する必要がある、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第81条第1項第7号）で定められる「発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合」に該当することから、第7保全サイクルの保全計画は、特別な保全計画を含む計画としている。</p> <p>特別な保全計画においては、機器レベルの点検・評価として、外観点検、漏えい試験、作動試験を中心とした「基本点検」および地震応答解析評価を実施し、異常が確認された場合は分解点検等の「追加点検」を実施する。また、機器レベルの点検・評価終了後は、系統レベルの点検・評価として系統の機能性能試験を中心とした点検を実施する。</p> <p>① (3) 当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査の項目 本文（別紙-2）に記載。</p> <p>(4) 前回の定期事業者検査からの変更点 変更なし</p>	<p>①記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p> <p>②表記上の修正 (西暦表記に見直し)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>なし</p>	<p>添付書類二 発電用原子炉および施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標</p> <p style="text-align: center;"> 女川原子力発電所 第3号機 保全活動管理指標 </p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">なし</p>	<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 保全活動管理指標 1</p> <p>別紙 保全活動管理指標</p> </div>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(変更前後比較のため、「添付書類三 保全計画」より転記)</p> <p>II 発電用原子炉および保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標</p> <p>保全の有効性を監視, 評価するために, 保全重要度を踏まえ「プラントレベル」および「系統レベル」の保全活動管理指標およびその目標値を添付資料一のとおり設定する。</p>	<p>1. 保全活動管理指標</p> <p>保全の有効性を監視, 評価するために, 保全重要度を踏まえ「プラントレベル」および「系統レベル」の保全活動管理指標およびその目標値を別紙のとおり設定する。</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">なし</p>	<div style="border: 2px dashed red; padding: 20px; text-align: center;"> <p>別紙</p> <p>保全活動管理指標</p> </div>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由																
<p>① 添付資料-1</p> <p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">保全活動管理指標</p> <p>1. プラントレベル</p> <table border="1" data-bbox="240 604 1219 848"> <thead> <tr> <th>② 項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画外自動スクラム回数</td> <td>1回/7000臨界時間 未満</td> </tr> <tr> <td>計画外出力変動回数</td> <td>2回/7000臨界時間 未満</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設の計画外作動回数</td> <td>1回 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">③ 添付1 (1/11) ④</p>	② 項目	目標値	計画外自動スクラム回数	1回/7000臨界時間 未満	計画外出力変動回数	2回/7000臨界時間 未満	工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満	<p>① 1. プラントレベル</p> <table border="1" data-bbox="1329 344 2318 583"> <thead> <tr> <th>② 項目</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画外自動・手動スクラム回数</td> <td>1回/7000臨界時間 未満</td> </tr> <tr> <td>計画外出力変動回数</td> <td>2回/7000臨界時間 未満</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設の計画外作動回数</td> <td>1回 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">③ 別紙 (1/11) ④</p>	② 項目	目標値	計画外自動・手動スクラム回数	1回/7000臨界時間 未満	計画外出力変動回数	2回/7000臨界時間 未満	工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満	<p>①記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p> <p>②記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p> <p>③記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更による見直し。以降、同様な箇所の変更比較は記載省略する。)</p> <p>④記載の適正化 (頁増による変更。以降、同様な箇所の変更比較は記載省略する。)</p>
② 項目	目標値																	
計画外自動スクラム回数	1回/7000臨界時間 未満																	
計画外出力変動回数	2回/7000臨界時間 未満																	
工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満																	
② 項目	目標値																	
計画外自動・手動スクラム回数	1回/7000臨界時間 未満																	
計画外出力変動回数	2回/7000臨界時間 未満																	
工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満																	

変更前	変更後	変更理由
<p>添付書類三 保全計画 ①</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 第3号機 保全計画</p> <p>② (第7保全サイクル)</p>	<p>添付書類三 施設管理の実施に関する計画 ①</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 第3号機 保全計画</p> <p>②</p>	<p>①記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p> <p>②記載の適正化 (記載の適正化)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。） および期間 1</p> <p>II 発電用原子炉および保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める 保守管理の目標 1</p> <p>III 発電用原子炉施設の保安のための点検，検査（定期事業者検査を含む。） および補修等の方法，実施頻度および時期</p> <p>1. 点検計画 1</p> <p>2. 補修，取替えおよび改造計画 2</p> <p>3. 特別な保全計画 3</p> <p>4. 保全に関する実施体制 3</p> <p>IV 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う 保安の確保のための措置 3</p> <p>V 定期事業者検査の判定方法 3</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I 施設管理の実施に関する計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。） および期間 1</p> <p>II 発電用原子炉施設の工事の方法および時期</p> <p>1. 工事の計画 1</p> <p>III 発電用原子炉施設の点検，検査等の方法，実施頻度および時期</p> <p>1. 点検計画 2</p> <p>2. 特別な保全計画 3</p> <p>IV 発電用原子炉施設の工事および点検等を実施する際に行う保安の確保のための 措置 3</p> <p>別紙－1 女川原子力発電所第3号機 点検計画（第7保全サイクル）</p> <p>別紙－2－1 女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画 2011年東北地方太平洋沖地震および2011年4月7日宮城県沖の地震後の 設備健全性に係る点検・評価計画書（機器・系統編）</p> <p>別紙－2－2 女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画 2011年東北地方太平洋沖地震および2011年4月7日宮城県沖の地震後の 設備健全性に係る点検・評価計画書（建物・構築物編）</p> <p>別紙－2－3 女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画 長期保管計画</p> <p>別図 女川原子力発電所第3号機 定期事業者検査時の安全管理の計画</p> <p>参考資料－1 女川原子力発電所第3号機 計画期間中における点検の実施状況等</p>	<p>記載の適正化 （法改正に伴う書類構成の変更）</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>① I 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）および期間 本保全計画の適用期間は、女川原子力発電所第3号機第7回施設定期検査開始日から第8回施設定期検査開始日の前日までの期間（第7回施設定期検査終了日以降13ヶ月までの間（※1））とし、以降、この期間を第7保全サイクルという。</p> <p>ただし、3号機は東北地方太平洋沖地震に伴い現在長期停止中であるため、Ⅲ 3 特別な保全計画を定め、その適用期間を第7回施設定期検査開始から原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う設備健全性確認を開始するまでの期間（※2）とする。</p> <p>※1：第7回施設定期検査終了日以降13ヶ月までの期間を『実運転期間』という。 ※2：特別な保全の全体の期間は第7回施設定期検査開始から実運転期間を経て次回第8回施設定期検査開始日の前日までの期間とし、今回の保全計画はそのうち第7回施設定期検査開始から蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う設備健全性確認を開始するまでの期間について定めている。</p> <p>③ II 発電用原子炉および保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標 保全の有効性を監視、評価するために、保全重要度を踏まえ「プラントレベル」および「系統レベル」の保全活動管理指標およびその目標値を添付資料-1のとおり設定する。</p> <p>④ III 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）および補修等の方法、実施頻度および時期 女川原子力発電所第3号機 第7保全サイクルの保全計画について以下のとおり策定した。</p> <p>1. 点検計画 施設定期検査中およびプラント運転中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および時期を定めた点検計画を「原子力QMS 保守業務運用要領」に従い策定した。 点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画を添付資料-2に記載する。 ただし、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会規則第六号、平成25年6月28日）ならびに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」（平成25年6月19日 原規技発第1306194号 原子力規制委員会決定）の制定を踏まえた、原子炉設置変更許可申請および工事計画認可申請内容を勘案したうえで定期事業者検査項目ごとに新規基準の施行に伴う点検計画の変更の有無を精査し、必要に応じ点検計画の見直しを行うものとし、それまでは自主的な検査による点検を行うものとする。</p>	<p>① I 施設管理の実施に関する計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）および期間 本保全計画の適用期間は、女川原子力発電所第3号機第7回定期事業者検査開始日から第8回定期事業者検査開始日の前日までの期間（第7回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの間（※1））とし、以降、この期間を第7保全サイクルという。</p> <p>ただし、3号機は東北地方太平洋沖地震に伴い現在長期停止中であるため、Ⅲ 2 特別な保全計画を定め、その適用期間を第7回定期事業者検査開始から原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う設備健全性確認を開始するまでの期間（※2）とする。</p> <p>※1：第7回定期事業者検査終了日以降13ヶ月までの期間を『実運転期間』という。 ※2：特別な保全の全体の期間は第7回定期事業者検査開始から実運転期間を経て次回第8回定期事業者検査開始日の前日までの期間とし、今回の保全計画はそのうち第7回定期事業者検査開始から蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う設備健全性確認を開始するまでの期間について定めている。</p> <p>③</p> <p>④</p>	<p>①記載の適正化 （法改正に伴う記載の変更）</p> <p>②記載の適正化 （法改正に伴う書類構成の変更）</p> <p>③記載の適正化 （法改正に伴う書類構成の変更。添付書類二「発電用原子炉および施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標」へ移行）</p> <p>④記載の適正化 （法改正に伴う書類構成の変更。本文「Ⅲ 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施時期および時期」へ移行）</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>① なお、付帯設備も含めた各機器の詳細な点検は、「計画保修作業要領書」に規定している。 点検計画を策定または変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全活動管理指標の監視結果 ・保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 ・トラブルなど運転経験 ・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果 ・他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ ・リスク情報、科学的知見 <p>さらに、設備の保全方式および点検頻度は、以下の観点を考慮し、信頼性向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計、据付不良等による初期故障期での故障発生の低減 ・状態監視による異常兆候の早期把握 <p>② 2. 補修、取替えおよび改造計画</p> <p>(1) 排気筒改良工事</p> <p>③ (平成21年7月31日付 東北電土火第2号 工事計画届出済み)</p> <p>○工事概要 女川原子力発電所第3号機の排気筒は、現状においても十分な耐震性を有しているが、耐震上の余裕を更に向上させることを目的に、支持鉄塔の補強、基礎の補強および制震装置の設置を行うための改良工事を実施する。 なお、本排気筒は鉄塔と一体となっており、支持構造物（鉄塔および基礎）については、女川原子力発電所第2号機の排気筒と共有している。</p> <p>○予定時期 第5保全サイクル～第7保全サイクル ③ (平成21年8月～平成24年3月) ③</p> <p>(2) 原子炉系弁振動対策修繕工事（工事計画届出予定）</p> <p>○工事概要 残留熱除去系熱交換器出口弁について、振動対策として構造変更（弁体ケーシングガイド化）を実施する。</p> <p>○予定時期 第7回 ④ 施設定期検査期間中（原子炉停止中）</p>	<p>①</p> <p>② II 発電用原子炉施設の工事の方法および時期</p> <p>1. 工事の計画</p> <p>(1) 排気筒改良工事</p> <p>③ (2009年7月31日付 東北電土火第2号 工事計画届出済み)</p> <p>○工事概要 女川原子力発電所第3号機の排気筒は、現状においても十分な耐震性を有しているが、耐震上の余裕を更に向上させることを目的に、支持鉄塔の補強、基礎の補強および制震装置の設置を行うための改良工事を実施する。 なお、本排気筒は鉄塔と一体となっており、支持構造物（鉄塔および基礎）については、女川原子力発電所第2号機の排気筒と共有している。</p> <p>○予定時期 第5保全サイクル～第7保全サイクル ③ (2009年8月～2012年3月) ③</p> <p>(2) 原子炉系弁振動対策修繕工事（工事計画届出予定）</p> <p>○工事概要 残留熱除去系熱交換器出口弁について、振動対策として構造変更（弁体ケーシングガイド化）を実施する。</p> <p>○予定時期 第7回 ④ 定期事業者検査期間中（原子炉停止中）</p>	<p>①記載の適正化 （法改正に伴う記載の変更。本文「Ⅲ 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施時期および時期」へ移行）</p> <p>②記載の適正化 （法改正に伴う書類構成の変更）</p> <p>③表記上の修正 （西暦表記に見直し。以降、同様の見直し箇所は変更比較の記載を省略する。）</p> <p>④記載の適正化 （法改正に伴う記載の変更）</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>①</p> <div style="border: 1px dashed red; width: 200px; height: 40px; margin: 10px 0;"></div> <p>(変更前後比較のため転記)</p> <p>III 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）および補修等の方法、実施頻度および時期</p> <p>女川原子力発電所第3号機 第7保全サイクルの保全計画について以下のとおり策定した。</p> <p>1. 点検計画 ③</p> <p>施設定期検査中およびプラント運転中の点検について、予め保全方式を設定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および時期を定めた点検計画を「原子力QMS 保守業務運用要領」に従い策定した。</p> <p>点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画を添付資料②-2に記載する。</p> <p>ただし、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会規則第六号，平成25年6月28日）ならびに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」（平成25年6月19日 原規技発第1306194号 原子力規制委員会決定）の制定を踏まえた，原子炉設置変更許可申請および工事計画認可申請内容を勘案したうえで定期事業者検査項目ごとに新規基準の施行に伴う点検計画の変更の有無を精査し，必要に応じ点検計画の見直しを行うものとし，それまでは自主的な検査による点検を行うものとする。</p> <p>なお，付帯設備も含めた各機器の詳細な点検は，「計画保守作業要領書」に規定している。</p> <p>点検計画を策定または変更するにあたっては，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせ</p>	<p>①</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p>(3) 直流125V蓄電池更新工事 (使用前事業者検査対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事概要 直流電源設備の蓄電池の更新工事を実施する。 ○予定時期 第7回定期事業者検査期間中（原子炉停止中） <p>(4) 女川3号エリア・プロセスモニタ更新工事 (使用前事業者検査対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事概要 既設の測定装置の更新工事を実施する。 ○予定時期 第7回定期事業者検査期間中（原子炉停止中） </div> <p>②</p> <p>III 発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度および時期</p> <p>女川原子力発電所第3号機 第7保全サイクルの保全計画について以下のとおり策定した。</p> <p>1. 点検計画 ③</p> <p>定期事業者検査中およびプラント運転中の点検について，予め保全方式を設定し，点検の方法ならびにそれらの実施頻度および時期を定めた点検計画を「原子力QMS 保守業務運用要領」に従い策定した。</p> <p>点検計画のうち，定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画は別紙-1のとおり。</p> <p>②</p> <p>ただし，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（原子力規制委員会規則第六号，平成25年6月28日）ならびに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」（平成25年6月19日 原規技発第1306194号 原子力規制委員会決定）の制定を踏まえた，原子炉設置変更許可申請および工事計画認可申請内容を勘案したうえで定期事業者検査項目ごとに新規基準の施行に伴う点検計画の変更の有無を精査し，必要に応じ点検計画の見直しを行うものとし，それまでは自主的な検査による点検を行うものとする。</p> <p>なお，付帯設備も含めた各機器の詳細な点検は，「計画保守作業要領書」に規定している。</p> <p>点検計画を策定または変更するにあたっては，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせ</p>	<p>①記載の適正化 (工事の計画を追加)</p> <p>②記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p> <p>③記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">(変更前後比較のため転記)</p> <p>て行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全活動管理指標の監視結果 ・保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 ・トラブルなど運転経験 ・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果 ・他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ ・リスク情報、科学的知見 <p>さらに、設備の保全方式および点検頻度は、以下の観点を考慮し、信頼性向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計、据付不良等による初期故障期での故障発生の低減 ・状態監視による異常兆候の早期把握 <p>① 3 特別な保全計画</p> <p>地震後の機器および系統レベルの健全性確認の計画として添付資料-3-1のとおり「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震および2011年4月7日宮城県沖の地震後の設備健全性に係る点検・評価計画書(機器・系統編)」を策定した。①</p> <p>さらに、建物・構築物の健全性確認の計画として添付資料-3-2のとおり「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震および2011年4月7日宮城県沖の地震後の設備健全性に係る点検・評価計画書(建物・構築物編)」を策定した。①</p> <p>また、1年を超えプラントを停止することから、設備の保管対策として添付資料-3-3の長期保管計画を策定した。</p> <p>② 4. 保全に関する実施体制</p> <p>第7保全サイクルにおける保全については、女川原子力発電所原子炉施設保安規定第4条(保安に関する組織)、第5条(保安に関する職務)、第9条(原子炉主任技術者の職務等)、第9条の2(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)に基づく事業者管理体制により実施する。</p> <p>また、第7保全サイクルの保全の実施にあたり、協力事業者に役務を調達する場合には、当該点検および工事に関する作業経験等の技術的要件(力量)も考慮の上、女川原子力発電所原子炉施設保安規定第3条(品質保証計画)、第108条(保守管理計画)に基づき調達要求事項等を定める「原子力QMS調達管理要領」の規定に従い調達する。なお、第7保全サイクルにおいて、協力事業者に役務を調達する予定の主要な工事等を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒改良工事 ・原子炉系弁振動対策修繕工事 ・定期点検修繕工事(機械) ・定期点検修繕工事(電気) ・クレーン・ホイスト定期点検工事 ・燃料プール冷却浄化系等定期点検工事 ・換気空調設備定期点検工事 	<p>て行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全活動管理指標の監視結果 ・保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 ・トラブルなど運転経験 ・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果 ・他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ ・リスク情報、科学的知見 <p>さらに、設備の保全方式および点検頻度は、以下の観点を考慮し、信頼性向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計、据付不良等による初期故障期での故障発生の低減 ・状態監視による異常兆候の早期把握 <p>① 2 特別な保全計画</p> <p>地震後の機器および系統レベルの健全性確認の計画として別紙-2-1のとおり「2011年東北地方太平洋沖地震および2011年4月7日宮城県沖の地震後の設備健全性に係る点検・評価計画書(機器・系統編)」を策定した。①</p> <p>さらに、建物・構築物の健全性確認の計画として別紙-2-2のとおり「2011年東北地方太平洋沖地震および2011年4月7日宮城県沖の地震後の設備健全性に係る点検・評価計画書(建物・構築物編)」を策定した。①</p> <p>また、1年を超えプラントを停止することから、設備の保管対策として別紙-2-3の長期保管計画を策定した。</p> <p>②</p>	<p>①記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p> <p>②記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。「保全に関する実施体制」を削除。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>IV 発電用原子炉施設の^①保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>^①施設定期検査停止時における，保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は，</p> <p>^②添付資料-4のとおり。</p> <p>^③</p> <p>V 定期事業者検査の判定方法</p> <p>1. 定期事業者検査の実施における考え方</p> <p>定期事業者検査の実施にあたっては，実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており，これに従い表-1に記載する方法に基づき，対象設備に対して定期事業者検査を実施する。</p>	<p>IV 発電用原子炉施設の^①工事および点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>^①定期事業者検査停止時における，保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は，</p> <p>^②別図のとおり。</p> <p>^③</p>	<p>①記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p> <p>②記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p> <p>③記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。添付書類四「定期事業者検査の判定方法(一定の期間を含む)」へ移行。以降，「定期事業者検査の判定方法」に関する同様の修正箇所は，変更比較の記載を省略する。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<div style="border: 2px dashed red; padding: 20px; text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">添 付 資 料</h2> <p style="margin: 10px 0;">添付資料-1 保全活動管理指標</p> <p style="margin: 10px 0;">添付資料-2 女川原子力発電所第3号機 点検計画（第7保全サイクル）</p> <p style="margin: 10px 0;">添付資料-3-1 女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震および2011年4月7日宮城県沖の地震後の設備健全性に係る点検・評価計画書（機器・系統編）</p> <p style="margin: 10px 0;">添付資料-3-2 女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震および2011年4月7日宮城県沖の地震後の設備健全性に係る点検・評価計画書（建物・構築物編）</p> <p style="margin: 10px 0;">添付資料-3-3 女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画 長期保管計画</p> <p style="margin: 10px 0;">添付資料-4 女川原子力発電所第3号機 第7回施設定期検査時の安全管理の計画</p> </div>	<p>な し</p>	<p>記載の適正化 （法改正に伴う書類構成の変更。目次へ記載したことによる削除。）</p>

変更前	変更後	変更理由								
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">添付資料-1</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <h2>保全活動管理指標</h2> </div> <p>1. プラントレベル</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画外自動スクラム回数</td> <td>1回/7000 臨界時間 未満</td> </tr> <tr> <td>計画外出力変動回数</td> <td>2回/7000 臨界時間 未満</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設の計画外作動回数</td> <td>1回 未満</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">添付1 (1/11)</div>	項 目	目 標 値	計画外自動スクラム回数	1回/7000 臨界時間 未満	計画外出力変動回数	2回/7000 臨界時間 未満	工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満	<p>な し</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。添付書類二「発電用原子炉および施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標」へ移行。以降、「添付資料-1 保全活動管理指標」に関する同様の修正箇所は、変更比較の記載を省略する。)</p>
項 目	目 標 値									
計画外自動スクラム回数	1回/7000 臨界時間 未満									
計画外出力変動回数	2回/7000 臨界時間 未満									
工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満									

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付資料-2</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 第3号機 点検計画 (第7保全サイクル)</p> <p style="text-align: left;">添付2 (1/115)</p>	<p style="text-align: right;">別紙-1</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 第3号機 点検計画 (第7保全サイクル)</p> <p style="text-align: left;">別紙-1 (1/115)</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。以降、別紙-1に関する同様の修正箇所は、変更比較の記載を省略する。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">点検計画の記載について</p> <p>「1. 点検計画」については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画には発電所設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。①</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1項に規定する技術基準が適用される設備</p> <p> a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p> b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において工事計画に記載が要求されている設備</p> <p>②保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査に係る点検 ②施設定期検査の都度性能維持のための措置を伴う点検 ②施設定期検査対象機器に係る点検のうち定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検 ・記載対象設備において上記に該当する点検が無い設備については主要な点検 <p>上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や付帯設備^{※1}の点検等）については、「計画保修作業要領書」に定めている。</p> <p>※1 付帯設備の例 潤滑油・潤滑水・シール水・冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レデューサ、フローグラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について</p> <p>「計画保修作業要領書」の考え方に従い、「高」「低」（RCM評価を実施したものは「A」「B」「C」「D」）の何れかで表記している。</p> <p>なお、「A」・「B」および「高」の設備については保全方式として予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p style="text-align: center;">添付2 (2/115)</p>	<p style="text-align: center;">点検計画の記載について</p> <p>「1. 点検計画」については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画には発電所設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。①</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14に規定する技術基準が適用される設備</p> <p> a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p> b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において工事計画に記載が要求されている設備</p> <p>②保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査に係る点検 ②定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検 ②定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検 ・記載対象設備において上記に該当する点検が無い設備については主要な点検 <p>上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や付帯設備^{※1}の点検等）については、「計画保修作業要領書」に定めている。</p> <p>※1 付帯設備の例 潤滑油・潤滑水・シール水・冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レデューサ、フローグラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について</p> <p>「計画保修作業要領書」の考え方に従い、「高」「低」（RCM評価を実施したものは「A」「B」「C」「D」）の何れかで表記している。</p> <p>なお、「A」・「B」および「高」の設備については保全方式として予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p style="text-align: center;">別紙-1 (2/115)</p>	<p>①記載の適正化 (記載の適正化)</p> <p>②記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(4) 保全方式について 保全方式については以下のとおり記載している。 ・時間基準保全を採用しているもの：点検頻度 ・状態基準保全を採用しているもの：CBM ・事後保全を採用しているもの：BDM</p> <p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。 ・性能維持のための措置を伴う点検およびそれに伴い実施する点検については、「M」または「Y」により表記している。なお、表示された頻度は原子炉の運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。また、「M」表記のうち、一部の暦月管理を行うものについては、備考欄に「暦月管理」と表記している。 ・性能維持のための措置を伴わない点検については「C」※²により表記している。 ・このほか「原子力発電所配管肉厚管理要領」に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では、“肉厚管理要領による”と表記している。 ※2：「C」により表記しているものは、性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検やプラント施設定期検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については、“定検停止時”，“定検起動後”，“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載がないものについては、適宜実施※³することとしている。 ※3：常時できるもの、複数の機器を対象とした点検で点検時期が限定できないものを対象とする。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定期試験、巡視点検等）ならびにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。</p> <p style="text-align: center;">添付2 (3/115)</p>	<p>(4) 保全方式について 保全方式については以下のとおり記載している。 ・時間基準保全を採用しているもの：点検頻度 ・状態基準保全を採用しているもの：CBM ・事後保全を採用しているもの：BDM</p> <p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。 ・性能維持のための措置を伴う点検およびそれに伴い実施する点検については、「M」または「Y」により表記している。なお、表示された頻度は原子炉の運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。また、「M」表記のうち、一部の暦月管理を行うものについては、備考欄に「暦月管理」と表記している。 ・性能維持のための措置を伴わない点検については「C」※²により表記している。 ・このほか「原子力発電所配管肉厚管理要領」に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では、“肉厚管理要領による”と表記している。 ※2：「C」により表記しているものは、性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検や定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については、“定検停止時”，“定検起動後”，“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載がないものについては、適宜実施※³することとしている。 ※3：常時できるもの、複数の機器を対象とした点検で点検時期が限定できないものを対象とする。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定期試験、巡視点検等）ならびにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。</p> <p style="text-align: center;">別紙-1 (3/115)</p>	<p>記載の適正化 （法改正に伴う記載の変更）</p>

変更理由
記載の適正化
(保全の有効性評価結果の反映)

Table with columns for equipment/system name, location, point of check, importance, safety level, and inspection name. Title: 女川原子力発電所第3号機 点検計画. It lists various inspection points like '放射能モニタリング移送系' and '機器ドレン系' with corresponding safety levels and inspection methods.

Table with columns for equipment/system name, location, point of check, importance, safety level, and inspection name. Title: 女川原子力発電所第3号機 点検計画. This table contains a duplicate of the inspection plan details for the equipment listed in the previous table.

変更理由

記載の適正化
(保全の有効性評価結果の反映)

変更後

機器または名称	実機数 (機数)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	検査名	備考 () 内は適用する点検診断技術
サービス建屋管理区域換気空調系	サービス建屋管理区域送風機 (A)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	低	CM		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による
	サービス建屋管理区域送風機 (B)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (B) 用電動機	分解点検	低	CM		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による
	サービス建屋管理区域送風機 (C)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (C) 用電動機	分解点検	低	CM		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による
	サービス建屋管理区域送風機 (A)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	低	CM		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による
	サービス建屋管理区域送風機 (B)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (B) 用電動機	分解点検	低	CM		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による

103 別添ー 1 (107/115)

変更前

機器または名称	実機数 (機数)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	検査名	備考 () 内は適用する点検診断技術
サービス建屋管理区域換気空調系	サービス建屋管理区域送風機 (A)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	低	78 M		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による
	サービス建屋管理区域送風機 (B)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (B) 用電動機	分解点検	低	78 M		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による
	サービス建屋管理区域送風機 (C)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (C) 用電動機	分解点検	低	78 M		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による
	サービス建屋管理区域送風機 (A)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	低	78 M		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による
	サービス建屋管理区域送風機 (B)	機能・性能試験	低	IC	換気空調系機能検査	定検停止時
	サービス建屋管理区域送風機 (B) 用電動機	分解点検	低	82 M		フラント運転中 (振動診断による) 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による

103 別添ー 2 (107/115)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

変更前	変更後	変更理由																												
<p style="text-align: center;">① 2. 行政指導文書の点検指示による点検</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>機器または名称名</th> <th>実施数 (機器名)</th> <th>点検および試験・検査の項目</th> <th>保全の重要度</th> <th>保全方式または頻度</th> <th>検査名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棟</td> <td>パソコン型制御棟</td> <td>外觀点検</td> <td>高</td> <td>使用する際は「IC※1」</td> <td></td> <td>平成18-05-31 原簿第1号 (NSA-163B-06-04) ※1 現在、パソコン型制御棟には本使用 ※2 現在、パソコン型制御棟を使用する際に 検査名を決定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">添付2 (115/115)</p> <p style="text-align: center;">②</p>	機器または名称名	実施数 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	検査名	備考	制御棟	パソコン型制御棟	外觀点検	高	使用する際は「IC※1」		平成18-05-31 原簿第1号 (NSA-163B-06-04) ※1 現在、パソコン型制御棟には本使用 ※2 現在、パソコン型制御棟を使用する際に 検査名を決定	<p style="text-align: center;">① 2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>機器または名称名</th> <th>実施数 (機器名)</th> <th>点検および試験・検査の項目</th> <th>保全の重要度</th> <th>保全方式または頻度</th> <th>検査名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棟</td> <td>パソコン型制御棟</td> <td>外觀点検</td> <td>高</td> <td>使用する際は「IC※1」</td> <td></td> <td>平成18-05-31 原簿第1号 (NSA-163B-06-04) ※1 現在、パソコン型制御棟には本使用 ※2 現在、パソコン型制御棟を使用する際に 検査名を決定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">別添-1 (116/116)</p>	機器または名称名	実施数 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	検査名	備考	制御棟	パソコン型制御棟	外觀点検	高	使用する際は「IC※1」		平成18-05-31 原簿第1号 (NSA-163B-06-04) ※1 現在、パソコン型制御棟には本使用 ※2 現在、パソコン型制御棟を使用する際に 検査名を決定	<p>①記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p> <p>②表記上の修正 (書類構成の変更に伴う頁数の見直し)</p>
機器または名称名	実施数 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	検査名	備考																								
制御棟	パソコン型制御棟	外觀点検	高	使用する際は「IC※1」		平成18-05-31 原簿第1号 (NSA-163B-06-04) ※1 現在、パソコン型制御棟には本使用 ※2 現在、パソコン型制御棟を使用する際に 検査名を決定																								
機器または名称名	実施数 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式または頻度	検査名	備考																								
制御棟	パソコン型制御棟	外觀点検	高	使用する際は「IC※1」		平成18-05-31 原簿第1号 (NSA-163B-06-04) ※1 現在、パソコン型制御棟には本使用 ※2 現在、パソコン型制御棟を使用する際に 検査名を決定																								

変更前	変更後	変更理由
<p data-bbox="964 220 1210 273">添付資料-3-1</p> <p data-bbox="320 535 1026 682">女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画</p> <p data-bbox="201 808 1151 1113">平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 および2011年4月7日宮城県沖の地震後の 設備健全性に係る点検・評価計画書 (機器・系統編)</p> <p data-bbox="549 1900 765 1953">添付3-1 (1/47)</p>	<p data-bbox="2062 220 2309 273">別紙-2-1</p> <p data-bbox="1409 535 2116 682">女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画</p> <p data-bbox="1365 808 2160 1113">2011年東北地方太平洋沖地震および 2011年4月7日宮城県沖の地震後の 設備健全性に係る点検・評価計画書 (機器・系統編)</p> <p data-bbox="1632 1900 1849 1953">別紙-2-1 (1/47)</p>	<p data-bbox="2338 220 2852 367">記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。以降、 別紙-2-1に関する同様の修正箇所 は、変更比較の記載を省略する。)</p>

変更前	変更後	変更理由																												
<p>3. 機器レベルの点検・評価</p> <p>3.1. 設備点検</p> <p>3.1.1 点検対象設備</p> <p>本文「Ⅲ <u>発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）および補修等の方法、実施頻度および時期</u> 1. 点検計画」に記載している保全計画対象設備とする（別紙参照）。</p> <p>なお、以下の場合、代表設備または代表部位による点検を実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の設備が複数存在する場合は、地震応答の観点から、点検対象設備を選定する。 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時等の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して点検対象設備を選定する。 <p>3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的な考え方</p> <p>点検方法の策定にあたっては、以下を考慮して策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各設備の種類、設置方法等から地震時に想定される損傷の形態を分析し、点検手法に反映させる。 ② 重要な機能を有する動的機器、計装系、安全保護系等については、機能確認試験を点検方法に盛り込むこと。 ③ 現場における点検によって十分に健全性が証明できないと考えられる場合は、適宜モックアップ試験等の実施を検討すること。 ④ 作業員被ばく低減、人身安全等の観点から点検が困難な場合は、合理的な点検を策定すること。 <p>3.1.3 点検方法の策定</p> <p>(1) 点検対象設備の分類</p> <p>点検方法を策定するにあたり、原子力発電所耐震設計技術指針における機種分類を参考に、点検対象設備を地震による機能・構造への影響が類似していると考えられる機種に分類する。（表-3.1 参照）</p> <p style="text-align: center;">表-3.1 点検対象機種分類一覧</p> <table border="1" data-bbox="172 1507 1222 1810"> <thead> <tr> <th>動的機器</th> <th>静的機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 非常用ディーゼル発電機</td> <td>18)アキュムレータ（MS I V，SRV等）</td> </tr> <tr> <td>2) CRD/HCU</td> <td>19)ろ過脱塩器</td> </tr> <tr> <td>3) 燃料取替機</td> <td>20)フィルタ/ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>4) クレーン</td> <td>21)蒸気式空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>5) 立形ポンプ</td> <td>22)再結合装置</td> </tr> <tr> <td>6) 横形ポンプ</td> <td>23)特殊フィルタ（SGTS，MCR）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">添付 3-1 (5/47)</p>	動的機器	静的機器	1) 非常用ディーゼル発電機	18)アキュムレータ（MS I V，SRV等）	2) CRD/HCU	19)ろ過脱塩器	3) 燃料取替機	20)フィルタ/ストレーナ	4) クレーン	21)蒸気式空気抽出器	5) 立形ポンプ	22)再結合装置	6) 横形ポンプ	23)特殊フィルタ（SGTS，MCR）	<p>3. 機器レベルの点検・評価</p> <p>3.1. 設備点検</p> <p>3.1.1 点検対象設備</p> <p>本文「Ⅲ <u>発電用原子炉施設の点検、検査等の方法、実施頻度および時期</u> 1. 点検計画」に記載している保全計画対象設備とする（別紙参照）。</p> <p>なお、以下の場合、代表設備または代表部位による点検を実施できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の設備が複数存在する場合は、地震応答の観点から、点検対象設備を選定する。 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時等の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して点検対象設備を選定する。 <p>3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的な考え方</p> <p>点検方法の策定にあたっては、以下を考慮して策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各設備の種類、設置方法等から地震時に想定される損傷の形態を分析し、点検手法に反映させる。 ② 重要な機能を有する動的機器、計装系、安全保護系等については、機能確認試験を点検方法に盛り込むこと。 ③ 現場における点検によって十分に健全性が証明できないと考えられる場合は、適宜モックアップ試験等の実施を検討すること。 ④ 作業員被ばく低減、人身安全等の観点から点検が困難な場合は、合理的な点検を策定すること。 <p>3.1.3 点検方法の策定</p> <p>(1) 点検対象設備の分類</p> <p>点検方法を策定するにあたり、原子力発電所耐震設計技術指針における機種分類を参考に、点検対象設備を地震による機能・構造への影響が類似していると考えられる機種に分類する。（表-3.1 参照）</p> <p style="text-align: center;">表-3.1 点検対象機種分類一覧</p> <table border="1" data-bbox="1264 1507 2320 1810"> <thead> <tr> <th>動的機器</th> <th>静的機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 非常用ディーゼル発電機</td> <td>18)アキュムレータ（MS I V，SRV等）</td> </tr> <tr> <td>2) CRD/HCU</td> <td>19)ろ過脱塩器</td> </tr> <tr> <td>3) 燃料取替機</td> <td>20)フィルタ/ストレーナ</td> </tr> <tr> <td>4) クレーン</td> <td>21)蒸気式空気抽出器</td> </tr> <tr> <td>5) 立形ポンプ</td> <td>22)再結合装置</td> </tr> <tr> <td>6) 横形ポンプ</td> <td>23)特殊フィルタ（SGTS，MCR）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別紙-2-1 (5/47)</p>	動的機器	静的機器	1) 非常用ディーゼル発電機	18)アキュムレータ（MS I V，SRV等）	2) CRD/HCU	19)ろ過脱塩器	3) 燃料取替機	20)フィルタ/ストレーナ	4) クレーン	21)蒸気式空気抽出器	5) 立形ポンプ	22)再結合装置	6) 横形ポンプ	23)特殊フィルタ（SGTS，MCR）	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p>
動的機器	静的機器																													
1) 非常用ディーゼル発電機	18)アキュムレータ（MS I V，SRV等）																													
2) CRD/HCU	19)ろ過脱塩器																													
3) 燃料取替機	20)フィルタ/ストレーナ																													
4) クレーン	21)蒸気式空気抽出器																													
5) 立形ポンプ	22)再結合装置																													
6) 横形ポンプ	23)特殊フィルタ（SGTS，MCR）																													
動的機器	静的機器																													
1) 非常用ディーゼル発電機	18)アキュムレータ（MS I V，SRV等）																													
2) CRD/HCU	19)ろ過脱塩器																													
3) 燃料取替機	20)フィルタ/ストレーナ																													
4) クレーン	21)蒸気式空気抽出器																													
5) 立形ポンプ	22)再結合装置																													
6) 横形ポンプ	23)特殊フィルタ（SGTS，MCR）																													

変更前		変更後		変更理由
対象系統	系統機能検査	対象系統	系統機能検査	①記載の適正化 (記載の適正化) ②記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)
(7) 原子炉格納施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器全体漏えい率検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器真空破壊弁機能検査 可燃性ガス濃度制御系機能検査 原子炉格納容器スプレイ系機能検査 原子炉建屋原子炉棟気密性能検査 主蒸気隔離弁機能検査 	(7) 原子炉格納施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器全体漏えい率検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査 原子炉格納容器真空破壊弁機能検査 可燃性ガス濃度制御系機能検査 原子炉格納容器スプレイ系機能検査 原子炉建屋原子炉棟気密性能検査 主蒸気隔離弁機能検査 	
(8) 非常用予備発電装置	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却水系機能検査 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機定格容量確認検査① 直流電源系機能検査 	(8) 非常用予備発電装置	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却水系機能検査 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機定格容量検査① 直流電源系機能検査 	
(9) 蒸気タービン	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気タービン性能検査 (電気設備) 	(9) 蒸気タービン	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気タービン性能検査 (電気設備) 	
(10) 補助ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 補助ボイラー負荷検査 (機械設備) 補助ボイラー負荷検査 (電気設備) 	(10) 補助ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 補助ボイラー負荷検査 (機械設備) 補助ボイラー負荷検査 (電気設備) 	
(11) 附帯設備	<ul style="list-style-type: none"> 静止形無停電電源装置設備検査 	(11) 附帯設備	<ul style="list-style-type: none"> 静止形無停電電源装置設備検査 	
4.3. 系統健全性の評価 系統機能試験の結果を踏まえ、系統健全性の評価を行う。 系統機能試験において判定基準を満足する場合は、系統機能が正常に発揮されているものと評価する。 系統機能試験で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、必要に応じた対策を講じ、再度系統機能試験を行う。		4.3. 系統健全性の評価 系統機能試験の結果を踏まえ、系統健全性の評価を行う。 系統機能試験において判定基準を満足する場合は、系統機能が正常に発揮されているものと評価する。 系統機能試験で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、必要に応じた対策を講じ、再度系統機能試験を行う。		
5. 記録 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の発電用原子炉施設の ^② 保守管理記録に基づき、点検・評価の実施記録、評価の結果等を記録し、当該記録の保存期間は、 ^② 保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後五年が経過するまでの期間とする。		5. 記録 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の発電用原子炉施設の ^② 施設管理記録に基づき、点検・評価の実施記録、評価の結果等を記録し、当該記録の保存期間は、 ^② 施設管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後五年が経過するまでの期間とする。		
添付 3-1 (19/47)		別紙-2-1 (19/47)		

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付資料-3-2</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画</p> <p style="text-align: center;">平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 および2011年4月7日宮城県沖の地震後の 設備健全性に係る点検・評価計画書 (建物・構築物編)</p> <p style="text-align: right;">添付3-2 (1/33)</p>	<p style="text-align: right;">別紙-2-2</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画</p> <p style="text-align: center;">2011年東北地方太平洋沖地震および 2011年4月7日宮城県沖の地震後の 設備健全性に係る点検・評価計画書 (建物・構築物編)</p> <p style="text-align: right;">別紙-2-2 (1/33)</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。以降、 別紙-2-2に関する同様の修正箇所 は、変更比較の記載を省略する。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">添付資料-3-3</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画</p> <p style="text-align: center;">長期保管計画</p> <p style="text-align: right;">添付3-3 (1/4)</p>	<p style="text-align: right;">別紙-2-3</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所第3号機 特別な保全計画</p> <p style="text-align: center;">長期保管計画</p> <p style="text-align: right;">別紙-2-3 (1/4)</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。以降、別紙-2-3に関する同様の修正箇所は、変更比較の記載を省略する。)</p>

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																				
<p>1. 目的</p> <p>女川原子力発電所第3号機について、東北地方太平洋沖地震によるプラント長期停止に伴い、点検手入れを含む長期保管対策を計画、実施する。</p> <p>2. 長期保管対策</p> <p>プラント停止中に機能要求がない系統、機器については、通常の停止状態または待機状態で保管管理するが、腐食等、停止期間中も進展が予想される劣化モードに対して、長期的な劣化抑制のため、満水保管、乾燥保管等の保管対策を行う。保管対策を行った系統、機器については、その復旧時に健全性を確認する。</p> <p>プラント停止中も機能要求がある系統、機器については、点検期間中は除き定例試験などを実施するとともに、一部の機器については、機能維持の観点から定期運転を実施する。</p> <p>機器毎の点検時期は、第7保全サイクルにおけるプラント運転月数に応じて設定することを基本とするが、プラント停止期間中の機器運転期間も考慮し、必要な場合には今停止期間中において追加点検を実施する。</p> <p>主な保管対策の内容および頻度は下記のとおり。なお、保管対策は、施設定期検査中、設備の点検等により変わりうるため比較的長期間の状態を示す。</p> <p>a. 原子炉設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>保管対策</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉系</td> <td>満水保管（主蒸気系は乾燥保管）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉再循環系</td> <td>満水保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PLRポンプメカニカルシール取外 メカニカルシール取り付け後は常時パージ水供給</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動水圧系</td> <td>満水保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td>タンク満水、ヒータ入</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">残留熱除去系（A，B）</td> <td>定期切替</td> <td>1回/月</td> <td>停止時冷却モード[*]運転時</td> </tr> <tr> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系（C）</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> <td>満水保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系</td> <td>連続運転</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系</td> <td>定期運転</td> <td>1回/3月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">添付 3-3 (2/4)</p>	設備	保管対策	頻度	備考	原子炉系	満水保管（主蒸気系は乾燥保管）	—		原子炉再循環系	満水保管	—		PLRポンプメカニカルシール取外 メカニカルシール取り付け後は常時パージ水供給	—		制御棒駆動水圧系	満水保管	—		ほう酸水注入系	乾燥保管	—	タンク満水、ヒータ入	残留熱除去系（A，B）	定期切替	1回/月	停止時冷却モード [*] 運転時	定期運転	1回/月		残留熱除去系（C）	乾燥保管	—		低圧炉心スプレイ系	乾燥保管	—		高圧炉心スプレイ系	乾燥保管	—		原子炉隔離時冷却系	乾燥保管	—		原子炉冷却材浄化系	満水保管	—		燃料プール冷却浄化系	連続運転	—		燃料プール補給水系	定期運転	1回/3月		<p>1. 目的</p> <p>女川原子力発電所第3号機について、東北地方太平洋沖地震によるプラント長期停止に伴い、点検手入れを含む長期保管対策を計画、実施する。</p> <p>2. 長期保管対策</p> <p>プラント停止中に機能要求がない系統、機器については、通常の停止状態または待機状態で保管管理するが、腐食等、停止期間中も進展が予想される劣化モードに対して、長期的な劣化抑制のため、満水保管、乾燥保管等の保管対策を行う。保管対策を行った系統、機器については、その復旧時に健全性を確認する。</p> <p>プラント停止中も機能要求がある系統、機器については、点検期間中は除き定例試験などを実施するとともに、一部の機器については、機能維持の観点から定期運転を実施する。</p> <p>機器毎の点検時期は、第7保全サイクルにおけるプラント運転月数に応じて設定することを基本とするが、プラント停止期間中の機器運転期間も考慮し、必要な場合には今停止期間中において追加点検を実施する。</p> <p>主な保管対策の内容および頻度は下記のとおり。なお、保管対策は、定期事業者検査中、設備の点検等により変わりうるため比較的長期間の状態を示す。</p> <p>a. 原子炉設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>保管対策</th> <th>頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉系</td> <td>満水保管（主蒸気系は乾燥保管）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉再循環系</td> <td>満水保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>PLRポンプメカニカルシール取外 メカニカルシール取り付け後は常時パージ水供給</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御棒駆動水圧系</td> <td>満水保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほう酸水注入系</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td>タンク満水、ヒータ入</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">残留熱除去系（A，B）</td> <td>定期切替</td> <td>1回/月</td> <td>停止時冷却モード[*]運転時</td> </tr> <tr> <td>定期運転</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留熱除去系（C）</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低圧炉心スプレイ系</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉隔離時冷却系</td> <td>乾燥保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材浄化系</td> <td>満水保管</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系</td> <td>連続運転</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料プール補給水系</td> <td>定期運転</td> <td>1回/3月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別紙-2-3 (2/4)</p>	設備	保管対策	頻度	備考	原子炉系	満水保管（主蒸気系は乾燥保管）	—		原子炉再循環系	満水保管	—		PLRポンプメカニカルシール取外 メカニカルシール取り付け後は常時パージ水供給	—		制御棒駆動水圧系	満水保管	—		ほう酸水注入系	乾燥保管	—	タンク満水、ヒータ入	残留熱除去系（A，B）	定期切替	1回/月	停止時冷却モード [*] 運転時	定期運転	1回/月		残留熱除去系（C）	乾燥保管	—		低圧炉心スプレイ系	乾燥保管	—		高圧炉心スプレイ系	乾燥保管	—		原子炉隔離時冷却系	乾燥保管	—		原子炉冷却材浄化系	満水保管	—		燃料プール冷却浄化系	連続運転	—		燃料プール補給水系	定期運転	1回/3月		<p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>
設備	保管対策	頻度	備考																																																																																																																			
原子炉系	満水保管（主蒸気系は乾燥保管）	—																																																																																																																				
原子炉再循環系	満水保管	—																																																																																																																				
	PLRポンプメカニカルシール取外 メカニカルシール取り付け後は常時パージ水供給	—																																																																																																																				
制御棒駆動水圧系	満水保管	—																																																																																																																				
ほう酸水注入系	乾燥保管	—	タンク満水、ヒータ入																																																																																																																			
残留熱除去系（A，B）	定期切替	1回/月	停止時冷却モード [*] 運転時																																																																																																																			
	定期運転	1回/月																																																																																																																				
残留熱除去系（C）	乾燥保管	—																																																																																																																				
低圧炉心スプレイ系	乾燥保管	—																																																																																																																				
高圧炉心スプレイ系	乾燥保管	—																																																																																																																				
原子炉隔離時冷却系	乾燥保管	—																																																																																																																				
原子炉冷却材浄化系	満水保管	—																																																																																																																				
燃料プール冷却浄化系	連続運転	—																																																																																																																				
燃料プール補給水系	定期運転	1回/3月																																																																																																																				
設備	保管対策	頻度	備考																																																																																																																			
原子炉系	満水保管（主蒸気系は乾燥保管）	—																																																																																																																				
原子炉再循環系	満水保管	—																																																																																																																				
	PLRポンプメカニカルシール取外 メカニカルシール取り付け後は常時パージ水供給	—																																																																																																																				
制御棒駆動水圧系	満水保管	—																																																																																																																				
ほう酸水注入系	乾燥保管	—	タンク満水、ヒータ入																																																																																																																			
残留熱除去系（A，B）	定期切替	1回/月	停止時冷却モード [*] 運転時																																																																																																																			
	定期運転	1回/月																																																																																																																				
残留熱除去系（C）	乾燥保管	—																																																																																																																				
低圧炉心スプレイ系	乾燥保管	—																																																																																																																				
高圧炉心スプレイ系	乾燥保管	—																																																																																																																				
原子炉隔離時冷却系	乾燥保管	—																																																																																																																				
原子炉冷却材浄化系	満水保管	—																																																																																																																				
燃料プール冷却浄化系	連続運転	—																																																																																																																				
燃料プール補給水系	定期運転	1回/3月																																																																																																																				

変更前	変更後	変更理由
<p>なし</p>	<p style="text-align: right;">別図</p> <p style="text-align: center;"> 女川原子力発電所 第3号機 定期事業者検査時の安全管理の計画 </p> <p style="text-align: center;">別図(1/3)</p>	<p>記載の適正化 (表紙の追加)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">変更前</p> <div style="text-align: center;"> <p>本計画は、安全確保の方法の根本方針を示すものであり、作業工程等の変更により計画の変更が生じる可能性があるが、既に実施済みの部分については、現状の計画を継承し、変更前と異なるものとする。</p> <p style="text-align: right;">資料4-02/1</p> </div>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <div style="text-align: center;"> <p>本計画は、安全確保の方法の根本方針を示すものであり、作業工程等の変更により計画の変更が生じる可能性があるが、既に実施済みの部分については、現状の計画を継承し、変更前と異なるものとする。</p> <p style="text-align: right;">資料4-02/1</p> </div>	<p style="text-align: center;">変更理由</p> <p>記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所第3号機 第7号定期検査実施中の安全管理の計画</p>

変更前	変更後	変更理由
<div data-bbox="157 380 1202 919" style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: 24px; margin: 0;">参 考 資 料</p> <p style="margin: 5px 0;">参考資料-1 女川原子力発電所第3号機 点検計画（第7保全サイクル）</p> <p style="margin: 5px 0;">参考資料-2 女川原子力発電所第3号機 補修，取替えおよび改造計画（概要図）</p> <p style="margin: 5px 0;">参考資料-3 女川原子力発電所第3号機 保全に関する実施体制</p> </div>	<p>な し</p>	<p>記載の適正化 （法改正に伴う書類構成の変更。目次へ記載したことによる削除。）</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">① 女川原子力発電所 第3号機 点検計画 (第7保全サイクル)</p> <p style="text-align: center;">① ② 参考資料-1 (1/133)</p>	<p style="text-align: right;">参考資料-1</p> <p style="text-align: center;">① 女川原子力発電所 第3号機 計画期間中における点検の実施状況等</p> <p style="text-align: center;">① ② 参考資料-1 (1/134)</p>	<p>①記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。以降、参考資料-1に関する同様の修正箇所は、変更比較の記載を省略する。)</p> <p>②記載の適正化 (頁数増に伴う修正。以降、参考資料-1に関する同様の修正箇所は、変更比較の記載を省略する。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">点検計画の記載について</p> <p>「1. 点検計画」については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画表には発電所設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。①</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14第1項に規定する技術基準が適用される設備</p> <p> a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p> b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において工事計画に記載が要求されている設備</p> <p>②保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査に係る点検 ②施設定期検査の都度性能維持のための措置を伴う点検 ②施設定期検査対象機器に係る点検のうち定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を行う点検 ・記載対象設備において上記に該当する点検が無い設備については主要な点検 <p>上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や付帯設備※1の点検等）については、「計画保守作業要領書」に定めている。</p> <p>※1 付帯設備の例 潤滑油・潤滑水・シール水・冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レデューサ、フローグラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について</p> <p>「計画保守作業要領書」の考え方に従い、「高」「低」（RCM評価を実施したものは「A」「B」「C」「D」）の何れかで表記している。</p> <p>なお、「A」・「B」および「高」の設備については保全方式として予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p style="text-align: center;">参考1 (2/133)</p>	<p style="text-align: center;">点検計画の記載について</p> <p>「1. 点検計画」については以下の方針に従い記載している。</p> <p>(1) 記載している設備について</p> <p>点検計画表には発電所設備の主要機器として以下の設備を対象に記載している。①</p> <p>①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14に規定する技術基準が適用される設備</p> <p> a. 定期事業者検査の対象となる設備</p> <p> b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において工事計画に記載が要求されている設備</p> <p>②保全の重要度が高い設備</p> <p>(2) 記載している点検について</p> <p>点検計画には上記設備の主要な点検として以下を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査に係る点検 ②定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検 ②定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を行う点検 ・記載対象設備において上記に該当する点検が無い設備については主要な点検 <p>上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や付帯設備※1の点検等）については、「計画保守作業要領書」に定めている。</p> <p>※1 付帯設備の例 潤滑油・潤滑水・シール水・冷却設備、電源、制御回路、オリフィス、レデューサ、フローグラス等</p> <p>(3) 保全の重要度について</p> <p>「計画保守作業要領書」の考え方に従い、「高」「低」（RCM評価を実施したものは「A」「B」「C」「D」）の何れかで表記している。</p> <p>なお、「A」・「B」および「高」の設備については保全方式として予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を選定し、事後保全は選定していない。</p> <p style="text-align: center;">参考資料-1 (2/134)</p>	<p>①記載の適正化 (記載の適正化)</p> <p>②記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(4) 保全方式について 保全方式については以下のとおり記載している。 ・時間基準保全を採用しているもの：点検頻度 ・状態基準保全を採用しているもの：CBM ・事後保全を採用しているもの：BDM</p> <p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。 ・性能維持のための措置を伴う点検およびそれに伴い実施する点検については、「M」または「Y」により表記している。なお、表示された頻度は原子炉の運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。また、「M」表記のうち、一部の暦月管理を行うものについては、備考欄に「暦月管理」と表記している。 ・性能維持のための措置を伴わない点検については「C」※²により表記している。 ・このほか「原子力発電所配管肉厚管理要領」に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では、“肉厚管理要領による”と表記している。 ※2：「C」により表記しているものは、性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検やプラント施設定期検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については、“定検停止時”，“定検起動後”，“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載がないものについては、適宜実施※³することとしている。 ※3：常時できるもの、複数の機器を対象とした点検で点検時期が限定できないものを対象とする。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定期試験、巡視点検等）ならびにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。</p> <p style="text-align: center;">参考1 (3/133)</p>	<p>(4) 保全方式について 保全方式については以下のとおり記載している。 ・時間基準保全を採用しているもの：点検頻度 ・状態基準保全を採用しているもの：CBM ・事後保全を採用しているもの：BDM</p> <p>(5) 点検頻度について 次の整理により「C」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。 ・性能維持のための措置を伴う点検およびそれに伴い実施する点検については、「M」または「Y」により表記している。なお、表示された頻度は原子炉の運転期間（総合負荷性能検査～解列）に対応した値を示している。また、「M」表記のうち、一部の暦月管理を行うものについては、備考欄に「暦月管理」と表記している。 ・性能維持のための措置を伴わない点検については「C」※²により表記している。 ・このほか「原子力発電所配管肉厚管理要領」に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では、“肉厚管理要領による”と表記している。 ※2：「C」により表記しているものは、性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検や定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象としている。</p> <p>(6) 点検時期について 時間基準保全の点検については、“定検停止時”，“定検起動後”，“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。 なお、これらの記載がないものについては、適宜実施※³することとしている。 ※3：常時できるもの、複数の機器を対象とした点検で点検時期が限定できないものを対象とする。</p> <p>(7) 状態監視方法の記載について ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定期試験、巡視点検等）ならびにその頻度を備考欄に記載している。 ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。</p> <p style="text-align: center;">参考資料-1 (3/134)</p>	<p>記載の適正化 （法改正に伴う記載の変更）</p>

変更理由

記載の適正化
(実施計画の反映)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

Table with 7 columns: 機器または系統名, 実施機(機器名), 点検および修繕・検査の項目, 保全の重要度, 保全方式(今回の点検), 今回の点検(計画), 次回定期点検(定検日数), 検査名, 備考. Includes entries for fuel element purification system, temperature monitoring device, and water level measuring device.

23

参考資料-1 (28/134)

変更前

変更後

女川原子力発電所第3号機 点検計画

Table with 7 columns: 機器または系統名, 実施機(機器名), 点検および修繕・検査の項目, 保全の重要度, 保全方式(今回の点検), 今回の点検(計画), 次回定期点検(定検日数), 検査名, 備考. Similar to the previous table but with updated maintenance schedules and inspection items.

23

参考 1 (28/133)

変更理由

記載の適正化
(保全の有効性評価結果の反映)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

Table with columns: 機器または系統名, 型式名 (機器名), 点検および点検・検査の項目, 保全の重要度, 保全方針または頻度, 今回の実施計画, 前回実施時期 (定検回数), 検査名, 備考. Contains detailed inspection schedule for various equipment like pumps and motors.

36

参考資料-1 (41/134)

変更後

変更前

女川原子力発電所第3号機 点検計画

Table with columns: 機器または系統名, 型式名 (機器名), 点検および点検・検査の項目, 保全の重要度, 保全方針または頻度, 今回の実施計画, 前回実施時期 (定検回数), 検査名, 備考. Contains detailed inspection schedule for various equipment like pumps and motors.

36

参考資料-1 (41/133)

変更理由

記載の適正化
(実施計画の反映)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

機器または名称名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	緊急停止または降圧	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術
起動変圧器	起動変圧器3B	外観点検	A	1C	○	6回	-	定検停止時 ※一部実施 (※外観診断 網度は非外線サーモグラフィ診断所要領書による) 有効性評価№.106の反映
	起動変圧器3A付帯設備 一式	分解点検	高	78 M	○	5回	-	定検停止時 ※一部実施 有効性評価№.106の反映
所内変圧器 (A)	所内変圧器(A)付帯設備 一式	外観点検	高	1C	○	6回	-	定検停止時 ※一部実施 (※外観診断 網度は非外線サーモグラフィ診断所要領書による) 有効性評価№.106の反映
	所内変圧器(B)	外観点検	高	1C	○	6回	-	定検停止時 ※一部実施 (※外観診断 網度は非外線サーモグラフィ診断所要領書による) 有効性評価№.106の反映
開閉所設備	所内変圧器(A)付帯設備 一式	分解点検	高	78 M	-	6回	-	定検停止時
	遮断器、断路器 一式	外観点検	高	6C	○※	6回	-	定検停止時 ※一部実施 (※外観診断 網度は非外線サーモグラフィ診断所要領書による) 有効性評価№.106の反映
所内電源系	27.5KV主変圧器用CVケーブール設備	外観点検	高	4C	-	4回	-	定検停止時
	27.5KV開閉所連絡用CVケーブール設備	外観点検	高	4C	○	4回	-	定検停止時
無停電交流電源設備	無停電交流電源用静止形無停電電源装置3A	外観点検	高	2C	○	5回	-	定検停止時
	無停電交流電源用静止形無停電電源装置3B	外観点検	高	2C	○	6回	-	定検停止時
直流電源設備	12.5V蓄電池および充電器 一式	機能・性能試験	A, 高	1C	○	6回	直流電源系機能検査	定検停止時

78

参考資料-1 (83/134)

変更前

女川原子力発電所第3号機 点検計画

機器または名称名	実施数(機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	緊急停止または降圧	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術
起動変圧器	起動変圧器3B	外観点検	A	1C	○	6回	-	定検停止時 ※一部実施 (※外観診断 網度は非外線サーモグラフィ診断所要領書による) 有効性評価№.106の反映
	起動変圧器3A付帯設備 一式	分解点検	高	78 M	○※	5回	-	定検停止時 ※一部実施 有効性評価№.106の反映
所内変圧器 (A)	所内変圧器(A)付帯設備 一式	外観点検	高	1C	○	6回	-	定検停止時 ※一部実施 (※外観診断 網度は非外線サーモグラフィ診断所要領書による) 有効性評価№.106の反映
	所内変圧器(B)	外観点検	高	1C	○	6回	-	定検停止時 ※一部実施 (※外観診断 網度は非外線サーモグラフィ診断所要領書による) 有効性評価№.106の反映
開閉所設備	所内変圧器(A)付帯設備 一式	分解点検	高	78 M	-	6回	-	定検停止時
	遮断器、断路器 一式	外観点検	高	6C	○※	6回	-	定検停止時 ※一部実施 (※外観診断 網度は非外線サーモグラフィ診断所要領書による) 有効性評価№.106の反映
所内電源系	27.5KV主変圧器用CVケーブール設備	外観点検	高	4C	-	4回	-	定検停止時
	27.5KV開閉所連絡用CVケーブール設備	外観点検	高	4C	○	4回	-	定検停止時
無停電交流電源設備	無停電交流電源用静止形無停電電源装置3A	外観点検	高	2C	○	5回	-	定検停止時
	無停電交流電源用静止形無停電電源装置3B	外観点検	高	2C	○	6回	-	定検停止時
直流電源設備	12.5V蓄電池および充電器 一式	機能・性能試験	A, 高	1C	○	6回	直流電源系機能検査	定検停止時

78

参考 1 (83/133)

変更理由

①記載の適正化
(検査名称の修正)

②記載の適正化
(実施計画の反映)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機数)	点検および調整・検査の項目	保全の重要度	保全方針 また点検 要	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術	
高圧炉心スプライン系タービン発電設備	高圧炉心スプライン系タービン発電設備	機能・性能試験	高	1 C	○	6回	非常用タービン発電機、高圧炉心スプライン系タービン発電機、高圧炉心スプライン系タービン発電機定検確認検査	定検停止時	
			外観点検	高	10 Y	○	-	構造健全性検査(定検：原子炉系)	定検停止時
		潤滑油供給タンク	潤滑油供給タンク	高	10 Y	○	-	構造健全性検査(定検：原子炉系)	定検停止時
			燃料タンク	高	13 M	○	-	-	定検停止時
		燃料油ドレンタンク	燃料油ドレンタンク	高	130 M	○	-	-	定検停止時
			空気ため(自動)	高	65 M	○	5回	-	定検停止時
		空気ため(手動)	空気ため(手動)	低	65 M	○	5回	-	定検停止時
			清水貯留器	高	65 M	○	5回	-	定検停止時
		機器用空気貯留器	機器用空気貯留器	高	65 M	○	5回	-	定検停止時
			機器用空気貯留器	高	65 M	○	5回	-	定検停止時

81

参考資料-1 (80/134)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

機器または系統名	実施数(機数)	点検および調整・検査の項目	保全の重要度	保全方針 また点検 要	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術	
高圧炉心スプライン系タービン発電設備	高圧炉心スプライン系タービン発電設備	機能・性能試験	高	1 C	○	6回	非常用タービン発電機、高圧炉心スプライン系タービン発電機、高圧炉心スプライン系タービン発電機定検確認検査	定検停止時	
			外観点検	高	10 Y	○	-	構造健全性検査(定検：原子炉系)	定検停止時
		潤滑油供給タンク	潤滑油供給タンク	高	10 Y	○	-	構造健全性検査(定検：原子炉系)	定検停止時
			燃料タンク	高	13 M	○	-	-	定検停止時
		燃料油ドレンタンク	燃料油ドレンタンク	高	130 M	○	-	-	定検停止時
			空気ため(自動)	高	65 M	○	5回	-	定検停止時
		空気ため(手動)	空気ため(手動)	低	65 M	○	5回	-	定検停止時
			清水貯留器	高	65 M	○	5回	-	定検停止時
		機器用空気貯留器	機器用空気貯留器	高	65 M	○	5回	-	定検停止時
			機器用空気貯留器	高	65 M	○	5回	-	定検停止時

80

参考資料-1 (80/133)

変更理由
記載の適正化
(実施計画の反映)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

機器または系統名	実施枚(機器名)	点検および試験・検査の項目	安全の重要度	保安方式または頻度	今回の実施計画	前回の実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する点検診断技術
原子炉建屋原子炉排換気空調系	原子炉排送風機 (A)	開放点検	高	S2 M	○	5回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
		機能・性能試験	高	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
	原子炉排送風機 (A) 用電動機	分解点検	高	78 M	○	4回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による (点検診断) 頻度は点検要領書による
		開放点検	高	52 M	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
	原子炉排送風機 (B)	開放点検	高	52 M	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
		機能・性能試験	高	1 C	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
	原子炉排送風機 (C) 用電動機	分解点検	高	78 M	○	5回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による (点検診断) 頻度は点検要領書による
		開放点検	高	52 M	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
	原子炉排送風機 (A)	開放点検	高	52 M	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
		機能・性能試験	高	1 C	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
原子炉排送風機 (B)	開放点検	高	52 M	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	
	機能・性能試験	高	1 C	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	
原子炉排送風機 (A) 用電動機	分解点検	高	78 M	○	4回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による (点検診断) 頻度は点検要領書による	
	開放点検	高	52 M	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	
原子炉排送風機 (B)	開放点検	高	52 M	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	
	機能・性能試験	高	1 C	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	

94 参考資料-1 (99/130)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

機器または系統名	実施枚(機器名)	点検および試験・検査の項目	安全の重要度	保安方式または頻度	今回の実施計画	前回の実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する点検診断技術
原子炉建屋原子炉排換気空調系	原子炉排送風機 (A)	開放点検	高	S2 M	○	5回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
		機能・性能試験	高	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
	原子炉排送風機 (A) 用電動機	分解点検	高	78 M	○	4回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による (点検診断) 頻度は点検要領書による
		開放点検	高	52 M	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
	原子炉排送風機 (B)	開放点検	高	52 M	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
		機能・性能試験	高	1 C	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
	原子炉排送風機 (C) 用電動機	分解点検	高	78 M	○	5回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による (点検診断) 頻度は点検要領書による
		開放点検	高	52 M	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
	原子炉排送風機 (A)	開放点検	高	52 M	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
		機能・性能試験	高	1 C	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による
原子炉排送風機 (B)	開放点検	高	52 M	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	
	機能・性能試験	高	1 C	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	
原子炉排送風機 (A) 用電動機	分解点検	高	78 M	○	4回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による (点検診断) 頻度は点検要領書による	
	開放点検	高	52 M	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	
原子炉排送風機 (B)	開放点検	高	52 M	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	
	機能・性能試験	高	1 C	○	6回	-	定検停止時 (振動診断) 頻度は回転機械振動診断要領書による	

94 参考資料-1 (99/130)

変更理由

記載の適正化
(実施計画の反映)

変更後

女川原子力発電所第3号機 点検計画

Table with 8 columns: 機器または系統名, 実施放(機器名), 点検および試験・検査の項目, 安全の重要度, 安全方式または頻度, 今年の実地計画, 前回実施時期(定期回数), 検査名, 備考. Contains inspection schedule data for various equipment.

99

参考資料-1 (104/131)

変更前

女川原子力発電所第3号機 点検計画

Table with 8 columns: 機器または系統名, 実施放(機器名), 点検および試験・検査の項目, 安全の重要度, 安全方式または頻度, 今年の実地計画, 前回実施時期(定期回数), 検査名, 備考. Contains inspection schedule data for various equipment, including a highlighted cell.

99

参考 1 (104/133)

変更理由

記載の適正化
(保全の有効性評価結果の反映)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

機器または系統名	実施数 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または順 度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術
サービス建屋管理区域換気空調系	サービス建屋管理区域送風機 (A)	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	CBM	○	4回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (B)	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	CBM	○	6回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (C)	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	CBM	○	5回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (A) 用電動機	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	CBM	○	5回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (B) 用電動機	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	CBM	○	6回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (C) 用電動機	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	CBM	○	6回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映

103

参考資料-1 (108/134)

変更後

変更前

女川原子力発電所第3号機 点検計画

機器または系統名	実施数 (機器名)	点検および試験・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または順 度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術
サービス建屋管理区域換気空調系	サービス建屋管理区域送風機 (A)	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	78 M	○	4回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (B)	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	78 M	○	4回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (C)	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	78 M	○	5回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (A) 用電動機	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	78 M	○	6回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (B) 用電動機	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	78 M	○	6回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映
	サービス建屋管理区域送風機 (C) 用電動機	機能・性能試験	低	1 C	○	6回	換気空調系機能検査	定検停止時
		分解点検	低	78 M	○	6回	—	フロン下運転中 (振動診断・相度は回転機械診断 要領書による) 相度は赤外線サーモ グラフィ診断(要領書による) 有効性評価(No. 3107)反映

103

参考 1 (108/133)

別紙-4-3

変更理由
記載の適正化
(保全の有効性評価結果の反映)

女川原子力発電所第3号機 点検計画

Table with columns: 機器または系統名, 実施数(機数/台), 点検および修理・検査の項目, 保全の重要度, 保全方針または点検計画, 今回の点検計画, 前回実施時期(定検回数), 検査名, 備考. Rows include various equipment like 制御棒駆動機, 圧力調整装置, and 炉内監視装置.

104

参考資料-1 (109/130)

変更後

変更前

女川原子力発電所第3号機 点検計画

Table with columns: 機器または系統名, 実施数(機数/台), 点検および修理・検査の項目, 保全の重要度, 保全方針または点検計画, 今回の点検計画, 前回実施時期(定検回数), 検査名, 備考. Rows include equipment like 炉内監視装置, 炉内温度監視装置, and 炉内圧力監視装置.

104

参考資料-1 (109/130)

変更理由

記載の適正化
(実施計画の反映)

別紙-1
(16/18)

変更後

女川原子力発電所第3号機 クラス3機器供用期間中検査(漏えい検査) 10年計画(常用系)

注1 検査方法 VT-2:漏えい検査

注2 接近性 { A:構造上ならびに放射線レベル上から接近不可能
B:検査方法の調査、十分な予備調査が必要
C:現状で検査可能

検査のカテゴリ	検査箇所	検査圧力 (MPa)	設備数	検査 方法	程度	検査予定										備考		
						第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期			備考			
D-B	全ての副圧機器	(1) 燃料デール冷却浄化系	0.78	1	VT-2	100%	C	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目		8年目	9年目	10年目
								2012-2013	2013-2014	2014-2015	2015-2016	2016-2017	2017-2018	2018-2019	2019-2020	2020-2021	2021-2022	

別紙-1
(16/17)

変更前

女川原子力発電所第3号機 クラス3機器供用期間中検査(漏えい検査) 10年計画(常用系)

注1 検査方法 VT-2:漏えい検査

注2 接近性 { A:構造上ならびに放射線レベル上から接近不可能
B:検査方法の調査、十分な予備調査が必要
C:現状で検査可能

検査のカテゴリ	検査箇所	検査圧力 (MPa)	設備数	検査 方法	程度	検査予定										備考		
						第1検査時期			第2検査時期			第3検査時期			備考			
D-B	全ての副圧機器	(1) 燃料デール冷却浄化系	0.78	1	VT-2	100%	C	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目		8年目	9年目	10年目
								H24-25	H25-26	H26-27	H27-28	H28-29	H29-30	H30-31	H31-32	H32-33	H33-34	

別紙-1
(16/17)

参考1 (131/133)

変更前	変更後	変更理由																																																																																																																																																
なし	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所第3号機 実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈（原規技発第1906051号）によるB-A/B-Bカテナゴリ 適用期間中検査計画</p> <p style="text-align: right;">別添-1 (18/18)</p> <p>注-1 検査方法 { VT-1: 目視検査 VT-2: 漏えい検査 MT-1: 目視検査 } 注-2 接近性 { A: 構造上並びに放射線シールド上から接近不可能 B: 検査方法の関係、十分な手動調査が必要 C: 現状で検査可能 }</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">検査のカテナゴリ</th> <th rowspan="2">検査箇所</th> <th rowspan="2">設備数</th> <th colspan="2">検査</th> <th colspan="10">検査予定</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>方法</th> <th>程度</th> <th>2020年</th> <th>2021年</th> <th>2022年</th> <th>2023年</th> <th>2024年</th> <th>2025年</th> <th>2026年</th> <th>2027年</th> <th>2028年</th> <th>2029年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">B-A 原子炉圧力容器および原子炉格納容器の炉心外周域耐圧部分の溶接継手</td> <td rowspan="5">溶接部損傷に起因する原子炉圧力容器</td> <td rowspan="5">炉心外周域にある鋼の溶接継手 (鋼1-継1)</td> <td>18, 429mm</td> <td>UT</td> <td>100%</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>M-1204 (18,429)</td> </tr> <tr> <td>3×18, 429mm</td> <td>UT</td> <td>100%</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>M-1202 M-1203 M-1205 (各18,429)</td> </tr> <tr> <td>2×3, 772mm 2×3, 182mm</td> <td>UT</td> <td>100%</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>M-1211 M-1212 (各372) M-1221 M-1222 (各3182)</td> </tr> <tr> <td>10, 302mm</td> <td>UT</td> <td>100%</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>M-1101 M-1111</td> </tr> <tr> <td>4×1, 791mm</td> <td>UT</td> <td>100%</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>M-1112 M-1113 M-1114 (各1791)</td> </tr> <tr> <td>B-B 容器の耐圧部分の溶接継手</td> <td>原子炉圧力容器</td> <td>鋼板の長手継手 (下鏡)</td> <td>16, 118mm</td> <td>UT</td> <td>100%</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>M-1301 (16118)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">参考資料-1 (133/134)</p> </div>	検査のカテナゴリ	検査箇所	設備数	検査		検査予定										備考	方法	程度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	B-A 原子炉圧力容器および原子炉格納容器の炉心外周域耐圧部分の溶接継手	溶接部損傷に起因する原子炉圧力容器	炉心外周域にある鋼の溶接継手 (鋼1-継1)	18, 429mm	UT	100%	C														M-1204 (18,429)	3×18, 429mm	UT	100%	C														M-1202 M-1203 M-1205 (各18,429)	2×3, 772mm 2×3, 182mm	UT	100%	C															M-1211 M-1212 (各372) M-1221 M-1222 (各3182)	10, 302mm	UT	100%	C															M-1101 M-1111	4×1, 791mm	UT	100%	C															M-1112 M-1113 M-1114 (各1791)	B-B 容器の耐圧部分の溶接継手	原子炉圧力容器	鋼板の長手継手 (下鏡)	16, 118mm	UT	100%	C													M-1301 (16118)	<p>記載の適正化 (維持規格要求変更に伴う計画追加)</p>
検査のカテナゴリ	検査箇所				設備数	検査		検査予定										備考																																																																																																																																
		方法	程度	2020年		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年																																																																																																																																				
B-A 原子炉圧力容器および原子炉格納容器の炉心外周域耐圧部分の溶接継手	溶接部損傷に起因する原子炉圧力容器	炉心外周域にある鋼の溶接継手 (鋼1-継1)	18, 429mm	UT	100%	C														M-1204 (18,429)																																																																																																																														
			3×18, 429mm	UT	100%	C														M-1202 M-1203 M-1205 (各18,429)																																																																																																																														
			2×3, 772mm 2×3, 182mm	UT	100%	C															M-1211 M-1212 (各372) M-1221 M-1222 (各3182)																																																																																																																													
			10, 302mm	UT	100%	C															M-1101 M-1111																																																																																																																													
			4×1, 791mm	UT	100%	C															M-1112 M-1113 M-1114 (各1791)																																																																																																																													
B-B 容器の耐圧部分の溶接継手	原子炉圧力容器	鋼板の長手継手 (下鏡)	16, 118mm	UT	100%	C													M-1301 (16118)																																																																																																																															

変更前	変更後	変更理由																																				
<p style="text-align: center;">2. 行政指導文書の点検指示による点検</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">機器または系統名</th> <th style="background-color: #ffff00;">実施数 (機器名)</th> <th style="background-color: #ffff00;">点検および改修・検査の項目</th> <th style="background-color: #ffff00;">保全の重要度</th> <th style="background-color: #ffff00;">保全方式 または頻度</th> <th style="background-color: #ffff00;">今回の実施 計画</th> <th style="background-color: #ffff00;">前回実施時期 (定検回数)</th> <th style="background-color: #ffff00;">検査名</th> <th style="background-color: #ffff00;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棟</td> <td>ハンニウム板型制御棟</td> <td>外観点検</td> <td>高</td> <td>使用する際は 1C※1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-※2</td> <td>平成18-05-31開設第1号(NISA-1838-06-04) ※1 現在、ハンニウム板型制御棟は未使用 ※2 ハンニウム板型制御棟を使用する際に 検査名を設定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">② 添付1 (133/133)</p>	機器または系統名	実施数 (機器名)	点検および改修・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考	制御棟	ハンニウム板型制御棟	外観点検	高	使用する際は 1C※1	-	-	-※2	平成18-05-31開設第1号(NISA-1838-06-04) ※1 現在、ハンニウム板型制御棟は未使用 ※2 ハンニウム板型制御棟を使用する際に 検査名を設定	<p style="text-align: center;">2. 原子力規制委員会の内規に従い実施する点検</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">機器または系統名</th> <th style="background-color: #ffff00;">実施数 (機器名)</th> <th style="background-color: #ffff00;">点検および改修・検査の項目</th> <th style="background-color: #ffff00;">保全の重要度</th> <th style="background-color: #ffff00;">保全方式 または頻度</th> <th style="background-color: #ffff00;">今回の実施 計画</th> <th style="background-color: #ffff00;">前回実施時期 (定検回数)</th> <th style="background-color: #ffff00;">検査名</th> <th style="background-color: #ffff00;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棟</td> <td>ハンニウム板型制御棟</td> <td>外観点検</td> <td>高</td> <td>使用する際は 1C※1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-※2</td> <td>平成18-05-31開設第1号(NISA-1838-06-04) ※1 現在、ハンニウム板型制御棟は未使用 ※2 ハンニウム板型制御棟を使用する際に 検査名を設定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">② 添付資料-1 (134/136)</p>	機器または系統名	実施数 (機器名)	点検および改修・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考	制御棟	ハンニウム板型制御棟	外観点検	高	使用する際は 1C※1	-	-	-※2	平成18-05-31開設第1号(NISA-1838-06-04) ※1 現在、ハンニウム板型制御棟は未使用 ※2 ハンニウム板型制御棟を使用する際に 検査名を設定	<p>①記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p> <p>②表記上の修正 (書類構成の変更に伴う頁数の見直し)</p>
機器または系統名	実施数 (機器名)	点検および改修・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考																														
制御棟	ハンニウム板型制御棟	外観点検	高	使用する際は 1C※1	-	-	-※2	平成18-05-31開設第1号(NISA-1838-06-04) ※1 現在、ハンニウム板型制御棟は未使用 ※2 ハンニウム板型制御棟を使用する際に 検査名を設定																														
機器または系統名	実施数 (機器名)	点検および改修・検査の項目	保全の重要度	保全方式 または頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考																														
制御棟	ハンニウム板型制御棟	外観点検	高	使用する際は 1C※1	-	-	-※2	平成18-05-31開設第1号(NISA-1838-06-04) ※1 現在、ハンニウム板型制御棟は未使用 ※2 ハンニウム板型制御棟を使用する際に 検査名を設定																														

変更前	変更後	変更理由
<div style="border: 1px dashed red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">参考資料-2</p> <p style="text-align: center;"> 女川原子力発電所 第3号機 補修, 取替えおよび改造計画 (概要図) </p> <p style="text-align: center;">参考2 (1/3)</p> </div>	<p>なし</p>	<p>記載の適正化 (書類構成の変更。「補修, 取替えおよび改造計画 (概要図)」を削除。以降, 「補修, 取替えおよび改造計画 (概要図)」に関する同様の削除については, 変更比較を記載省略する。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: right;">参考資料-3</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所第3号機 保全に関する実施体制</p> <p>1. 事業者の保守管理体制 事業者の第7保全サイクルにおける保守管理体制を下图に示す。</p> <p style="text-align: center;">合計495名 ()内は令和元年7月1日現在の人数</p> <p style="text-align: center;">参考3 (1/2)</p>	<p>なし</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。「保全に関する実施体制」を削除。以降、「保全に関する実施体制」に関する同様の削除については、変更比較を記載省略する。)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">な し</p>	<p>添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）</p>	<p>記載の適正化 （法改正に伴う書類構成の変更）</p>

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">な し</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 定期事業者検査の判定方法 1</p> <p>表－1 検査の方法の考え方について</p>	<p>記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更)</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>V 定期事業者検査の判定方法</p> <p>1. 定期事業者検査の実施における考え方</p> <p>定期事業者検査の実施にあたっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに従い表-1に記載する方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。</p> <p>また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。</p> <p>表-1のうち、①、②の検査は、設備の点検にあわせて、または点検の完了後に実施するものであり、その実施頻度は設備の点検頻度や原子炉を停止する頻度に基づいている。（添付資料-2 点検計画参照）</p> <p>定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に点検を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定の期間とみなすことができる。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月※（施設定期検査終了からの期間）である。</p> <p>※：使用の状況等から別途点検を行う時期を評価し、施設定期検査を受けるべき時期について原子力規制委員会の承認を受ける場合を除く。</p> <p>なお、定期事業者検査の実施頻度の前提となるこれらの点検にあたっては、その対象設備が技術基準に適合する状態を維持するため、その点検頻度の設定にあたって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実に行う。</p> <p>また、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する検査については、上記に係わらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする。これに該当する検査を2.に示す。</p> <p>2. 一定の期間を考慮する定期事業者検査の判定について</p> <p>定期事業者検査においては、1.のとおり設定された頻度に基づき、設備が技術基準に適合していることを確認するが、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する以下の検査については、その判定に一定の期間を考慮する。</p> <p>①原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月（施設定期検査終了からの期間）以上を一定の期間として判定に考慮する検査。</p> <p>（以下、記載省略）</p>	<p>1. 定期事業者検査の判定方法</p> <p>(1) 定期事業者検査の実施における考え方</p> <p>定期事業者検査の実施にあたっては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに従い表-1に記載する方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。</p> <p>また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。</p> <p>表-1のうち、①、②の検査は、設備の点検にあわせて、または点検の完了後に実施するものであり、その実施頻度は設備の点検頻度や原子炉を停止する頻度に基づいている。（「添付書類三 別紙-1 女川原子力発電所第3号機 点検計画（第7保全サイクル）」参照）</p> <p>定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に点検を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定の期間とみなすことができる。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月※（定期事業者検査終了からの期間）である。</p> <p>※：使用の状況等から別途点検を行う時期を評価し、定期事業者検査を受けるべき時期について原子力規制委員会の承認を受ける場合を除く。</p> <p>なお、定期事業者検査の実施頻度の前提となるこれらの点検にあたっては、その対象設備が技術基準に適合する状態を維持するため、その点検頻度の設定にあたって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実に行う。</p> <p>また、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する検査については、上記に係わらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする。これに該当する検査を2.に示す。</p> <p>2. 一定の期間を考慮する定期事業者検査の判定について</p> <p>定期事業者検査においては、(1)のとおり設定された頻度に基づき、設備が技術基準に適合していることを確認するが、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する以下の検査については、その判定に一定の期間を考慮する。</p> <p>①原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月（定期事業者検査終了からの期間）以上を一定の期間として判定に考慮する検査。</p> <p>（以下、記載省略）</p>	<p>記載の適正化 （法改正に伴う記載の変更）</p>

変更前			変更後			変更理由
表－1 検査の方法の考え方について			表－1 検査の方法の考え方について			①記載の適正化 （「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条」との整合） ②記載の適正化 （「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」との整合） ③記載の適正化 （法改正に伴う記載の変更） ④記載の適正化 （法改正に伴う書類構成の変更）
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条	検査の方法		実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条	検査の方法		
① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法 ①	分解検査および開放検査	機器等を分解、開放した状態でき裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。	① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法 ①	分解検査および開放検査	機器等を分解、開放した状態でき裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。	
	外観検査	機器等を分解または開放しない状態で漏えいまたはその形跡、き裂、変形等の有無を目視等により確認する。		外観検査	機器等を分解または開放しない状態で漏えいまたはその形跡、き裂、変形等の有無を目視等により確認する。	
	非破壊検査 ②	社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格維持規格」（J S M E S N A 1 - 2 0 0 8）に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面および内部欠陥の有無等を確認する。		非破壊検査 ②	放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面および内部欠陥の有無等を確認する。	
② 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法	漏えい(率)検査	系統および機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無または漏えい率*を確認する。	② 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法	漏えい(率)検査	系統および機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無または漏えい率*を確認する。	
	特性検査	電気設備および計測制御設備について絶縁抵抗測定**、校正、設定値確認検査などを行い、機器等の特性を確認する。		特性検査 ②	電気設備および計測制御設備について絶縁抵抗測定**、校正、設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。	
	機能・性能検査	系統および機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体または系統の機能・性能等を確認する。		機能・性能検査	系統および機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体または系統の機能・性能等を確認する。	
③ 各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生兆候を作動している状態で確認するために十分な方法	総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であることおよび各種パラメータが妥当な値であることを確認する。	③ ※：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。 ※※：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。	総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であることおよび各種パラメータが妥当な値であることを確認する。	
	プラント運転中の機能・性能検査（状態監視を含む）	機器運転状態において、状態の監視（異常の発生兆候の確認）を行うとともに、機器の機能・性能を確認する。				
※：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。 ※※：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。			※：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。 ※※：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。			
上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は点検計画（添付資料－2）のとおり。 なお、当該点検計画に含まれる簡易に実施可能な点検は定期事業者検査として実施しないが、部品の定期的な取替え、運転経験・劣化の進展予測、使用環境および設置環境等を考慮して実施内容、頻度を定めている。			上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は点検計画（添付書類三 別紙－1 女川原子力発電所第3号機 点検計画（第7保全サイクル））のとおり。 なお、当該点検計画に含まれる簡易に実施可能な点検は定期事業者検査として実施しないが、部品の定期的な取替え、運転経験・劣化の進展予測、使用環境および設置環境等を考慮して実施内容、頻度を定めている。			

添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二，三，四）
からの変更内容

1. 添付書類二 発電用原子炉および施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

なし

2. 添付書類三 施設管理の実施に関する計画

なし

3. 添付書類四 定期事業者検査の判定方法（一定の期間を含む）

なし

変更前	変更後	変更理由
<p>①</p> <p>添付書類四 保全の有効性評価の結果に関する説明書</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 第3号機 保全の有効性評価の結果に関する説明書</p> <p>これまでの保全活動で得られた情報を基に、継続的な改善につなげるよう保全の有効性評価を実施した。 前保全サイクルおよび第7保全サイクルにおける保全の有効性評価の結果については、添付－1のとおり。 また、これら評価の結果等を踏まえ、保全内容の変更を行ったものは添付－2のとおり。</p> <p>添付－1 保全の有効性評価の結果について 添付－2 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項 ① 参考 保全活動管理指標の実績</p>	<p>①</p> <p>添付書類六 前回の定期事業者検査報告内容（添付書類二および三）についての評価結果（保全の有効性評価の結果に関する説明書）</p> <p>これまでの保全活動で得られた情報を基に、継続的な改善につなげるよう保全の有効性評価を実施した。 前保全サイクルおよび第7保全サイクルにおける保全の有効性評価の結果については、添付－1のとおり。 また、これら評価の結果等を踏まえ、保全内容の変更を行ったものは添付－2のとおり。</p> <p>添付－1 保全の有効性評価の結果について 添付－2 保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項 ① 添付－3 保全活動管理指標の実績について</p>	<p>①記載の適正化（法改正に伴う書類構成の変更）</p> <p>②記載の適正化（記載の適正化）</p>

変更前	変更後	変更理由																																																																																										
なし	<p>2. 点検計画への反映</p> <p>保全への反映内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>系統・機器名</th> <th>点検計画の保全方式 または点検内容の変更 項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>メンテナンス 情報の項目※</th> <th>事象の概要</th> <th>評価内容</th> <th>4つの 評価項目 ※※</th> <th>備考 (関連する定期事業者検査等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>197</td> <td>クービン建屋送風機 (A) 用電 動機</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>198</td> <td>クービン建屋送風機 (B)</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>199</td> <td>クービン建屋送風機 (B) 用電 動機</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>クービン建屋送風機 (C)</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>201</td> <td>クービン建屋送風機 (C) 用電 動機</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>202</td> <td>クービン建屋管理区域送風機 (A)</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>203</td> <td>クービン建屋管理区域送風機 (A) 用電動機</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>204</td> <td>クービン建屋管理区域送風機 (B)</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※※点検頻度の変更に関するメンテナンス計画方法</p> <p>①点検および取替結果の評価 ②劣化トレンドによる評価 ③研究成果等による評価 ④類似機器等による評価</p>	No.	系統・機器名	点検計画の保全方式 または点検内容の変更 項目	変更前	変更後	メンテナンス 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	備考 (関連する定期事業者検査等)	197	クービン建屋送風機 (A) 用電 動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	198	クービン建屋送風機 (B)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	199	クービン建屋送風機 (B) 用電 動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	200	クービン建屋送風機 (C)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	201	クービン建屋送風機 (C) 用電 動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	202	クービン建屋管理区域送風機 (A)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	203	クービン建屋管理区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	204	クービン建屋管理区域送風機 (B)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	<p>記載の適正化 (保全の有効性評価の結果の反映)</p> <p>保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項</p>
No.	系統・機器名	点検計画の保全方式 または点検内容の変更 項目	変更前	変更後	メンテナンス 情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの 評価項目 ※※	備考 (関連する定期事業者検査等)																																																																																			
197	クービン建屋送風機 (A) 用電 動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																																			
198	クービン建屋送風機 (B)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																																			
199	クービン建屋送風機 (B) 用電 動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																																			
200	クービン建屋送風機 (C)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																																			
201	クービン建屋送風機 (C) 用電 動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																																			
202	クービン建屋管理区域送風機 (A)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																																			
203	クービン建屋管理区域送風機 (A) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																																			
204	クービン建屋管理区域送風機 (B)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	当該機器について、状態基準への移行（保全方式）が実施可能であると評価した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																																			

添付-2 (22/25)

変更前	変更後	変更理由																																																																																				
なし	<p style="text-align: center;">添付ー2 (23/25)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption style="text-align: center;">2. 点検計画への反映</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">系統・機器名</th> <th colspan="2">保全への反映内容</th> <th rowspan="2">インフラ情報の項目※</th> <th rowspan="2">事象の概要</th> <th rowspan="2">評価内容</th> <th rowspan="2">4つの評価項目※※</th> <th rowspan="2">備考 (関連する定期事業者検査等)</th> </tr> <tr> <th>点検計画の保全方式または点検内容の変更</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>205</td> <td>サーバー建屋管理区域送風機 (B) 用電動機</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>206</td> <td>サーバー建屋管理区域送風機 (C)</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>207</td> <td>サーバー建屋管理区域送風機 (C) 用電動機</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>208</td> <td>サーバー建屋管理区域排風機 (A)</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>209</td> <td>サーバー建屋管理区域排風機 (A) 用電動機</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>210</td> <td>サーバー建屋管理区域排風機 (B)</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>211</td> <td>サーバー建屋管理区域排風機 (B) 用電動機</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> <tr> <td>212</td> <td>サーバー建屋管理区域排風機 (C)</td> <td>分解点検</td> <td>TBM (CM)</td> <td>CBM</td> <td>③</td> <td>保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。</td> <td>①、②、③</td> <td>・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※※点検頻度の変更に応じて評価方法 ①点検および取替結果の評価 ②劣化トレンドによる評価 ③研究成果等による評価 ④類似機器等の使用実績による評価</p>	No.	系統・機器名	保全への反映内容		インフラ情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)	点検計画の保全方式または点検内容の変更	変更前	変更後	205	サーバー建屋管理区域送風機 (B) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	206	サーバー建屋管理区域送風機 (C)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	207	サーバー建屋管理区域送風機 (C) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	208	サーバー建屋管理区域排風機 (A)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	209	サーバー建屋管理区域排風機 (A) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	210	サーバー建屋管理区域排風機 (B)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	211	サーバー建屋管理区域排風機 (B) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	212	サーバー建屋管理区域排風機 (C)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。	<p>記載の適正化 (保全の有効性評価の結果の反映)</p> <p style="text-align: center;">保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項</p>
No.	系統・機器名			保全への反映内容							インフラ情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)																																																																							
		点検計画の保全方式または点検内容の変更	変更前	変更後																																																																																		
205	サーバー建屋管理区域送風機 (B) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																														
206	サーバー建屋管理区域送風機 (C)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																														
207	サーバー建屋管理区域送風機 (C) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																														
208	サーバー建屋管理区域排風機 (A)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																														
209	サーバー建屋管理区域排風機 (A) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																														
210	サーバー建屋管理区域排風機 (B)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																														
211	サーバー建屋管理区域排風機 (B) 用電動機	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																														
212	サーバー建屋管理区域排風機 (C)	分解点検	TBM (CM)	CBM	③	保全方式を時間基準保全から状態基準保全への変更について検討した。	①、②、③	・換気空調系統性能検査 ・振動診断：頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断：頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。																																																																														

変更前	変更後	変更理由
なし	<p style="text-align: center;">添付ー2 (24/25)</p>	<p>記載の適正化 (保全の有効性評価の結果の反映)</p>

2. 点検計画への反映

保全の有効性評価の結果等より保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容		インターネット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式または点検内容の変更	変更前 TBM (CM)					
213	サービス建屋管理区域排風機 (C) 用電動機	分解点検		③	当該機器について、状態基準保全から状態基準保全への変更 (保全方式、実施頻度) が可能であると評価した。	当該機器について、状態基準への移行 (保全方式、実施頻度) が可能であると評価した。	①, ②, ③	・換気空調系統点検時 ・振動診断: 頻度は回転機械振動診断要領書による。 ・赤外線診断: 頻度は赤外線サーモグラフィ診断要領書による。 ※※: 本欄を空欄とする場合は「備考」欄に評価方法を記載する。

①点検および取替結果の評価
②劣化トレンドによる評価
③研究成果等による評価
④類似機器等の使用実績による評価

変更前	変更後	変更理由																								
<p style="text-align: right;">① </p> <p style="text-align: center;">① 保全活動管理指標 </p> <p>1. プラントレベル（評価期間：平成22年3月1日～平成23年5月31日）</p> <table border="1" data-bbox="219 617 1219 907"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 計画外自動スクラム回数</td> <td>1回/7000臨界時間 未満</td> <td>1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※1)</td> </tr> <tr> <td>計画外出力変動回数</td> <td>2回/7000臨界時間 未満</td> <td>1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※2)</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設の計画外作動回数</td> <td>1回 未満</td> <td>4回 (※1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴うカウント。 (※2) 不適合事象「女川3号機 気体廃棄物処理系における放射性物質濃度の上昇について」に伴うカウント。</p> <p style="text-align: right;">① 参考 (1/9)</p>	項目	目標値	実績値	② 計画外自動スクラム回数	1回/7000臨界時間 未満	1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※1)	計画外出力変動回数	2回/7000臨界時間 未満	1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※2)	工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満	4回 (※1)	<p style="text-align: right;">① 添付-3</p> <p style="text-align: center;">① 保全活動管理指標の実績について </p> <p>1. プラントレベル（評価期間：2010年3月1日～2011年5月31日）</p> <table border="1" data-bbox="1299 617 2300 907"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 計画外自動・手動スクラム回数</td> <td>1回/7000臨界時間 未満</td> <td>1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※1)</td> </tr> <tr> <td>計画外出力変動回数</td> <td>2回/7000臨界時間 未満</td> <td>1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※2)</td> </tr> <tr> <td>工学的安全施設の計画外作動回数</td> <td>1回 未満</td> <td>4回 (※1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 2011年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴うカウント。 (※2) 不適合事象「女川3号機 気体廃棄物処理系における放射性物質濃度の上昇について」に伴うカウント。</p> <p style="text-align: right;">① 添付-3 (1/9)</p>	項目	目標値	実績値	② 計画外自動・手動スクラム回数	1回/7000臨界時間 未満	1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※1)	計画外出力変動回数	2回/7000臨界時間 未満	1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※2)	工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満	4回 (※1)	<p>①記載の適正化 (法改正に伴う書類構成の変更。以降、参考の同様の変更箇所については、変更比較は記載省略する。)</p> <p>②記載の適正化 (法改正に伴う記載の変更)</p>
項目	目標値	実績値																								
② 計画外自動スクラム回数	1回/7000臨界時間 未満	1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※1)																								
計画外出力変動回数	2回/7000臨界時間 未満	1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※2)																								
工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満	4回 (※1)																								
項目	目標値	実績値																								
② 計画外自動・手動スクラム回数	1回/7000臨界時間 未満	1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※1)																								
計画外出力変動回数	2回/7000臨界時間 未満	1.02回/7000臨界時間 (1回/6855臨界時間) (※2)																								
工学的安全施設の計画外作動回数	1回 未満	4回 (※1)																								

添付書類七 定期事業者検査での判定における一定の期間の設定
および変更において考慮した事項に関する説明書

1. 定期事業者検査での判定における一定の期間の変更

なし